

第34回 佐用町議会〔定例〕会議録（第1日）

平成22年3月2日（火曜日）

出席議員 (20名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫		
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	西 岡 正	18番	平 岡 き ぬ ゑ
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	山 田 弘 治
欠席議員 (1名)	14番	矢 内 作 夫		
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議 会 事 務 局 長	大 久 保 八 郎	書 記	尾 崎 基 彦
説明のため出席 した者の職氏名 (27名)	町 長	庵 迢 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	復興担当理事	山 田 聖 一	教 育 長	勝 山 剛
	天文台公園長	黒 田 武 彦	消 防 長	加 藤 隆 久
	会 計 課 長	上 谷 正 俊	総務課長兼財政課長	坪 内 頼 男
	まちづくり課長	前 澤 敏 美	災害復興対策室長	長 尾 富 夫
	税 務 課 長	保 井 正 文	住 民 課 長	木 村 佳 都 男
	福 祉 課 長	内 山 導 男	健 康 課 長	新 庄 孝
	農林振興課長	小 林 裕 和	商工観光課長	廣 瀬 秋 好
	地籍調査課長	茅 原 武	建 設 課 長	野 村 正 明
	水 道 課 長	野 村 久 雄	下 水 道 課 長	寺 本 康 二
	生涯学習課長	福 本 美 昭	クリーンセンター所長	谷 口 行 雄
	教育委員会総務課長	福 井 泉	教育委員会教育推進課長	岡 本 正
	上 月 支 所 長	達 見 一 夫	南 光 支 所 長	春 名 満
	三日月支所長	田 村 章 憲		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (2名)	復興担当理事	山 田 聖 一	住 民 課 長	木 村 佳 都 男
		※10時30分から 早 退		※10時30分から 早 退
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日 程 第 1. 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2. 会期決定の件
- 日 程 第 3. 施政方針について
- 日 程 第 4. 発 議 第 1 号 町長の専決処分事項に関する条例の制定について
- 日 程 第 5. 発 議 第 2 号 佐用町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日 程 第 6. 発 議 第 3 号 日米 F T A（自由貿易協定）締結交渉に関する意見書（案）
- 日 程 第 7. 議 案 第 4 号 西播広域行政協議会の廃止について
- 日 程 第 8. 議 案 第 5 号 町道路線の変更について
- 日 程 第 9. 議 案 第 6 号 町道路線の認定について
- 日 程 第 10. 議 案 第 7 号 農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定について
- 日 程 第 11. 議 案 第 8 号 畑作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定について
- 日 程 第 12. 議 案 第 9 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 第 13. 議 案 第 10 号 佐用町駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日 程 第 14. 議 案 第 11 号 佐用町災害遺児等修学・生活支援基金条例の制定について
- 日 程 第 15. 議 案 第 12 号 佐用町台風第 9 号災害検証委員会条例の一部を改正する条例について
- 日 程 第 16. 議 案 第 13 号 佐用町災害復興計画フォローアップ委員会条例の制定について
- 日 程 第 17. 議 案 第 14 号 佐用町高齢者等生活支援事業費用徴収条例の一部を改正する条例について
- 日 程 第 18. 議 案 第 15 号 佐用町移動通信用施設条例の制定について
- 日 程 第 19. 議 案 第 16 号 佐用町保育園条例の一部を改正する条例について
- 日 程 第 20. 議 案 第 17 号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について
- 日 程 第 21. 議 案 第 18 号 佐用町営定住促進住宅条例の制定について
- 日 程 第 22. 議 案 第 19 号 佐用町消防団条例の一部を改正する条例について
- 日 程 第 23. 議 案 第 20 号 佐用町火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日 程 第 24. 議 案 第 21 号 佐用町義務教育等の振興に係る基本方針策定委員会条例の制定について
- 日 程 第 25. 議 案 第 22 号 工事請負契約の変更について（学校給食センター建設工事）
- 日 程 第 26. 議 案 第 23 号 工事請負契約の変更について（久崎小学校プール建設工事）
- 日 程 第 27. 議 案 第 24 号 工事請負契約の変更について（三日月小学校プール建設工事）
- 日 程 第 28. 議 案 第 25 号 物品購入契約の変更について（学校教育用コンピューター等整備事業）
- 日 程 第 29. 議 案 第 26 号 平成 21 年度佐用町一般会計補正予算案（第 7 号）の提出について
- 日 程 第 30. 議 案 第 27 号 平成 21 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日 程 第 31. 議 案 第 28 号 平成 21 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日 程 第 32. 議 案 第 29 号 平成 21 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日 程 第 33. 議 案 第 30 号 平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 5 号）の提出について
- 日 程 第 34. 議 案 第 31 号 平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正

		予算案（第 5 号）の提出について
日 程 第 3 5.	議案第 32 号	平成 21 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日 程 第 3 6.	議案第 33 号	平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について
日 程 第 3 7.	議案第 34 号	平成 21 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日 程 第 3 8.	議案第 35 号	平成 21 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日 程 第 3 9.	議案第 36 号	平成 21 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日 程 第 4 0.	議案第 37 号	平成 21 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日 程 第 4 1.	議案第 38 号	平成 22 年度佐用町一般会計予算案の提出について
日 程 第 4 2.	議案第 39 号	平成 22 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について
日 程 第 4 3.	議案第 40 号	平成 22 年度佐用町老人保健特別会計予算案の提出について
日 程 第 4 4.	議案第 41 号	平成 22 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について
日 程 第 4 5.	議案第 42 号	平成 22 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について
日 程 第 4 6.	議案第 43 号	平成 22 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について
日 程 第 4 7.	議案第 44 号	平成 22 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について
日 程 第 4 8.	議案第 45 号	平成 22 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について
日 程 第 4 9.	議案第 46 号	平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について
日 程 第 5 0.	議案第 47 号	平成 22 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について
日 程 第 5 1.	議案第 48 号	平成 22 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について
日 程 第 5 2.	議案第 49 号	平成 22 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について
日 程 第 5 3.	議案第 50 号	平成 22 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について
日 程 第 5 4.	議案第 51 号	平成 22 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について
日 程 第 5 5.	議案第 52 号	平成 22 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について
日 程 第 5 6.	議案第 53 号	平成 22 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について
日 程 第 5 7.	議案第 54 号	佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日 程 第 5 8.	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日 程 第 5 9.	同意第 2 号	佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日 程 第 6 0.	請願第 1 号	「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書提出を求める件
日 程 第 6 1.	請願第 2 号	佐用町議会議員定数の削減を求める請願について
日 程 第 6 2.	予算特別委員会	の設置及び委員定数について

日 程 第 63. 予算特別委員会委員長及び副委員長の選任について

日 程 第 64. 委員会付託について

追加日程第1. 発議第4号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する
意見書（案）

午前09時30分 開会

議長（山田弘治君） 皆さん、おはようございます。

開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに第34回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には早朝よりご参集を賜り、誠にご苦労さまでございます。

さて、去る2月20日の神戸新聞に、佐用高校同窓会の実行委員会に現金を寄付したと記事が掲載されておりましたが、議員の選挙区での寄付は禁止をされております。寄付には同僚議員9名と掲載されていたことについて、このような事は、町民に対し佐用町議会の品位・信頼を損なうものであります。言うまでもありませんが、議員は、住民全体の代表者として品位を保持することはもとより、会議においても、合理的・能率的な審議に努力し、秩序維持に努める義務がありますので、この事を再度自覚していただきたく願っております。

なお、今期定例会において、本日付議される案件は、議員発議案件が3件、請願が2件、人事に関する案件が2件、条例に関する案件が14件、平成22年度各会計予算案が16件、平成21年度各会計補正予算案が12件、契約に関する案件が4件、その他案件が5件で、計58件であります。

また、今定例会が、私たちの佐用町議会議員任期中最後の定例議会となります。佐用町の復旧・復興、さらに佐用町の発展のために、今定例会には先ほど申し上げましたように、たくさんの議案が上程をされておりますが、何卒、議員各位にはご精励を賜り、これら諸案件につき慎重なご審議を賜り、適切妥当なる結論が得られますようお願いし、開会のごあいさつといたします。

町長、あいさつ。

町長（庵道典章君） おはようございます。早朝からご苦労様です。今年度も最後の月になりまして、本議会、3月議会にはですね、本年度の最後の21年度補正予算、また22年度に向けての予算等、たくさんの重要案件を提案をさせていただいておりますので、何卒慎重なご審議を賜りまして、また、それぞれ適切妥当な結論に導いていただきますように、どうぞよろしくお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（山田弘治君） 矢内議員から体調不良のため欠席届があり、認めておりますので、報告をいたします。

また、災害復興対策室山田理事及び住民課木村課長から災害検証委員会へのワーキングのため神戸出張で、10時半から早退届が出ており、認めておりますので報告をします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第34回佐用町議会定例会を開会をいたします。

なお、今期定例会のため、地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、復興担当理事、天文台公園長、各課長、各支所長、消防長であります。

なお、本日、3名の傍聴申し込みがあります。傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守し、いただくようお願いをいたします。

これより、本日の会議を開きます。

ただちに日程に入ります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（山田弘治君） 日程第1は会議録署名議員の指名でございます。

会議録署名議員は、会議規則第114条の規定によりまして議長より指名をいたします。
19番、森本和生君。20番、吉井秀美君。以上の両君をお願いをいたします。

日程第2．会期決定の件

議長（山田弘治君） 続いて、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は本日3月2日より3月25日までの24日間
といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） 異議ないと認めます。よって、今期定例会の会期は本日3月2日より3月25日までの24日間と決定をいたしました。

日程第3．施政方針について

議長（山田弘治君） 続いて、日程第3、施政方針に入ります。

町長から施政方針を受けます。

町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、第34回3月定例議会の開会にあたり、平成22年度に向けての、私の施政方針及び予算編成方針についての所信を述べさせていただきます。

また、その最後に3点の行政報告もさせていただきたいと思います。

佐用町が合併して4年6ヵ月が経過し、この間、新町まちづくり計画に基づき、町民の皆様、議員各位のご理解とご協力をいただき、新町の安定と財政基盤の強化を図りながら、着実な行政運営に務めて参りました。

1期目の町政運営は、地方自治を取り巻く厳しい社会状況に対応していくために、行財政改革を進めるとともに、合併特例を活用し、国・県の合併支援を受けながら、旧4町の均衡ある発展を念頭に、ひと まち 自然がきらめく 共生の郷 佐用のまちづくりのため、町内13地域に地域づくり協議会を立ち上げ、町民と行政の協働によるまちづくりを進めて参りました。

将来を担う子ども達の教育環境の整備、少子化対策の実施、高齢化が進む中での外出支援や介護予防の実施。医療・福祉・保健制度の充実。農林業の振興対策や生活道路の整備、情報通信基盤の整備などとともに、地域防災組織の推進や生活安全グループの立ち上げなど、安心・安全のまちづくりにも取り組んで参りました。

また、平成 19 年 3 月には、佐用町総合計画を策定し、これからの佐用町の振興に向けて、総合的な行政運営を進めているところでございます。

しかしながら、昨年の 8 月 9 日、佐用町は、未曾有の大水害に見舞われ、多くの尊い人命を失い、町民の皆さんのたくさんの財産が失われ、農地、道路、橋、上下水道など生活を支えるインフラに甚大な被害をもたらしました。今なお、仮設住宅での生活を余儀なくされている方々や、心身に不安を持ち通院されている方、将来の生活に不安を抱いておられる方が、たくさんおられます。本当に佐用町は、物心共に大打撃を受けたわけでございます。

また、何よりも近年の自然災害の脅威と防災体制の強化の必要性を思い知らされ、今回の災害からの教訓をしっかりと受け止め、財政基盤の安定を図りつつ、防災に対する意識をより高め、安心して生活できる環境を早く整え、更に災害に強い町をつくり、そして子ども達が将来の夢に向かって、元気に成長できるまちづくりを進める覚悟であります。

次に、平成 22 年度佐用町当初予算案の概要を説明し、予算の編成方針とさせていただきます。

予算額は、一般会計 131 億 4,096 万 4,000 円、特別会計・企業会計を合わせた総額で 205 億 1,518 万円となります。

一般会計は、昨年度比 12 億 1,384 万 4,000 円。10.2 パーセント増と、大幅に増加をしております。増加原因は、災害復旧費など、災害関連経費 18 億 4,619 万 5,000 円を計上したことによるもので、特別会計及び企業会計を合わせますと、災害復旧・復興関係予算額は、約 21 億 3,000 万円となっております。

2 月 7 日開催の第 3 回災害復興計画検討委員会におきまして、復興の基本方針を、絆からはじまるふるさとの復興～きらめくために、がんばろう佐用～と決定をしていただきました。この言葉を胸に刻み、亡くなられた方々のご冥福を祈りながら、災害の復旧、創造的復興に取り組まなければならないと、決意を新たにしているところでございます。

まず、災害復旧・復興関係予算でございますが、忘れてはならない 8 月 9 日、亡くなられた方々のご冥福を祈り、追悼の意を捧げるため、追悼式を開催いたします。また、災害直後からボランティアの方々、また、関係方面の皆さん、多くの方々にお世話になっており、その感謝の気持ちを表すため感謝の集いを開催したいと考えております。

また、被災者の方々の心のケアは、兵庫県の協力を得ながら、相談事業を実施しておりますが、今後、更なる取り組みが必要であると考えております。

災害後、住居被害が大きかった方々を対象に、心のケアアンケートを実施しておりますが、新年度には、住居被害が比較的小さかった、また被害がなかった方々にも、対象にしてアンケートを実施する予定でございます。

被災者の方々への支援金につきましては、高齢者住宅再建支援金、被災者生活支援金及び住宅再建一時転居者支援金などの予算を計上いたしております。また、被災者生活復興資金貸付や住宅災害復興融資及び中小企業向けの災害対策融資に係る利子補給を予算化しております。

次に、災害復興計画につきましては、新年度以降において、そのフォローアップを行うことにより、着実な復興を推進いたします。

地域の自主的な防災対策を充実し、災害に強い地域をつくるため、地域防災行動計画づくり等に積極的に取り組む地域支援として、自主防災行動計画や防災マップづくり等に必

要な防災講座やワークショップにかかる費用を町が支援するものであります。

また、今回の災害で保護者を亡くされた、亡くした子どもさん達に対して、高校卒業まで安心して勉学に励み元気に成長していただくために、台風第9号災害遺児等就学・生活支援金を設けさせていただきました。子ども1人に対して、毎月2万円の就学支援金を、小・中・高校への各入学時に別途8万円の入学支度金を支給いたします。平成21年度補正予算で、災害遺児等就学・生活支援金994万円を積み立てて、平成33年度までの支援金支給に備えます。支援金支給対象者は、5名で、平成22年度には、242万円を支給する予定でございます。

次に、今年度から着手している災害復旧工事につきましては、一般会計、特別会計合わせて60億円を超す膨大な費用が必要となると予想いたしております。

平成21年度予算の計上額は、42億5,869万6,000円、平成22年度は、農林水産施設、公共土木施設、上下水道施設の災害復旧費を中心に19億8,198万6,000円を予算計上いたしております。

災害復旧事業を優先させるために、投資的経費の内、普通建設事業費は、前年度15億4,214万3,000円から8億1,674万4,000円に抑制いたしておりますが、教育施設の整備につきましては、来年度も重点的な予算配分をいたしております。

合併当初から年次計画で進めて参りました学校整備事業は、三河小学校の大規模改造工事の実施のため、今回実施設計を行い、平成23年度に着工する上月小学校の大規模改造事業で、ほぼ計画完了する予定となっております。学校の耐震化工事につきましても、この予算に計上いたしております三日月中学校特別校舎の耐震診断に基づく手当てが終了すれば、小・中学校の耐震化率100パーセントを達成をいたします。

少子化・子育て対策では、子ども手当として3億550万円を計上。学童保育につきましては、これまで佐用、三日月地域で実施しておりますが、その充実を図るため上月地域でも実施をいたします。更に、平成20年度から建築を進めて参りました子育て支援センターが、4月から本格的な運営を開始し、佐用町の子育て支援拠点としての役割を担っていきたいと考えております。

その他の事業といたしましては、定住促進住宅の管理ですが、これは平成21年度に雇用促進住宅を佐用町が買い受け、4月から町営住宅としての管理を始めるものであります。特に、若者の定住を促進するため、新婚夫婦、子育て家庭などに特例を設け、人口の減少抑制のためにも、活用を図って参りたいと考えております。

非常備消防団の分団車両購入につきましては、南光支団3機動隊16分団を、3機動隊7分団に再編することに伴い、消防ポンプ積載車を配備するものでございます。

次に、歳入では、町税全体で3.7パーセントの減少を見込んでおります。不況の影響により、町民税が、個人法人とも大幅に減少し、特に個人住民税は、災害に伴う雑損控除による減少額を約5,800万円と見込んでおりまして、昨年度比10.5パーセント減と大幅な減少予算となっております。

また、地方交付税は、地方財政計画の特別枠、地域活性化・雇用等臨時特例費の創設等により、前年度比2億1,678万8,000円の3.9パーセントの増加でございます。これに臨時財政特例債の増加額2億6,019万3,000円を加えた実質的な地方交付税総額は、前年度比4億7,698万1,000円、7.7パーセント増の大幅増となったところでございます。

町税の減収は、地方交付税の増収で、十分に補うことができるわけではございますが、なお、歳出に対する収入不足が生じるために、財政調整基金1億7,700万円の取り崩しをして補う厳しい予算編成となっております。これらにより、財政調整基金は、約3分の1に減り、順調に減少してきた町債残高は、合併直後の水準近くまで後退する見込みでございます。今後は、行財政改革の更なる推進、新規町債発行の抑制や繰上償還等による町債

残高の圧縮に努め、中長期的な視野で財政運営を行っていきたいと考えております。

続きまして、3点の行政報告をさせていただきます。

まず、公共土木施設災害復旧事業等に係る激甚災害指定の対象区域の拡大についての報告をさせていただきます。台風9号に係る激甚災害の指定につきましては、災害の約1ヵ月後、9月15日に政令が公布され、農地等の災害復旧事業等につきましては、全国の地域が本激指定に指定され、公共土木施設災害復旧事業等につきましては、旧上月町地域のみが局地激甚災害の指定を受けたところでございます。この度、2月23日でございますが、この政令の改正案が公示され、公共土木施設災害復旧事業等について、対象区域が旧上月町地域から佐用町全域に拡大される見込みとなりました。

公共土木施設災害復旧事業等の対象事業として、道路・河川、下水道施設は勿論のこと、公立学校施設、公営住宅、児童福祉施設及び老人福祉施設なども国庫補助の嵩上げが行われることとなります。ただし、今回の政令改正案は、パブリックコメントを得るための公示であり、閣議決定等、国の意思決定が正式に行われたわけではございません。改正政令の公布は、おそらく、この3月下旬であるというふうに思われますので、今後、情報を待ちたいというふうに考えております。

続きまして、過疎地域自立促進特別措置法の延長見直しについてのご報告を申し上げます。現行の過疎地域自立促進特別措置法は、この3月末をもって期限切れとなりますが、執行期限の6年間の延長と、特別措置の拡充などを含む改正法案について、与野党合意がなされ、今国会に議員立法として提案、可決される見込みと聞いております。改正法において追加される、平成17年度国勢調査の結果に基づく過疎地域として追加される主要要件は、人口要件で、昭和35年から平成17年の45年間の人口減少率が33パーセント以上。財政力要件で平成18年から20年度の3カ年平均の財政力指数が0.56以下等となっております。

本町の人口減少率は35.3パーセント。財政力指数は0.379であり、過疎地域の要件に該当し、引き続き有利な過疎債の発行が、活用が可能となる見込みでありますので、ご報告をいたします。

最後に、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会についてのご報告をいたします。

去る、2月22日、神戸市において開催されました、平成22年度第1回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会に出席をいたしましたので、報告をいたします。今回の広域連合議会の議案の主なものは、平成21年度の補正予算及び平成22年度予算に関するもので、特に、22年度予算においては、広域連合を運営するための一般会計予算の総額を15億3,014万4,000円。医療特別会計においては、5,364億4,558万1,000円と定められたもので、特に、平成22年及び23年度の保険料については、厚生労働省の全国平均の保険料試算では、13.8パーセントの増となっており、兵庫県においても保険給付費の伸び率を3.94パーセントと想定いたしております。このため、ある程度の保険料の引き上げはやむを得ないものでありますが、現政権において、3年後に、この後期高齢者医療制度の廃止が予定をされていることから、兵庫県広域連合では、これまでの剰余金及び基金の取り崩しを積極的に行い、その結果、均等割率は据え置き、所得割において0.16パーセント、1人当たりの保険料において、平均1,054円の増額が決定をされました。本町における実質的な影響は、保険加入者約4,000名に対して、74パーセントの2,900人が、均等割のみの保険料負担者となっており、保険料は変わらず、残り1,100人が所得割において保険料が増額されることとなります。全国的に見ても、兵庫県広域連合における保険料引き上げは、最小限度に抑えられたものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で、施政方針並びに行政報告とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 以上で施政方針は、終わりました。

なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配布いたしておりますので、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思いますので、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって、そのように決しました。

日程第4．発議第1号 町長の専決処分事項に関する条例の制定について

議長（山田弘治君） 日程第4、発議第1号、町長の専決処分事項に関する条例の制定についてを議題といたします。

発議第1号について、提出者の説明を求めます。

議会運営委員長、松尾文雄君。

〔議会運営委員長 松尾文雄君 登壇〕

議会運営委員長（松尾文雄君） おはようございます。

それでは、発議第1号、町長の専決処分事項に関する条例の制定についての提案説明を行いたいと思います。

地方自治法第96条第13号に、議会の議決事件として、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることと規定しており、同法第180条第1項では、普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、それを専決処分することができる、と規定してあります。

損害賠償額を定めることについては、緊急を要する場合は想定され、議会の議決に付する暇がないことがあると思われますので、そこで、交通事故の場合、自動車損害賠償保障法施行令に規定する限度額以下及びその他の事件については1件50万までの比較的軽易な損害賠償については、町長が専決できることとし、迅速な対応を図りたいとの趣旨から同法の制定を依頼されましたので、提案いたしますので、よろしくお願いします。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願いしまして、提案説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 発議に対する提出者の説明が終わりました。

ただ今議題にいたしております、発議第1号につきましては、3月12日の本会議で質疑、討論、採決を予定いたしておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よってそのように決します。

日程第5．発議第2号 佐用町犯罪被害者等支援条例の制定について

議長（山田弘治君） 続いて日程第5、発議第2号、佐用町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

発議第2号について、提出者の説明を求めます。17番、西岡 正君。

〔17番 西岡 正君 登壇〕

17番（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。

発議第2号、佐用町犯罪被害者等支援条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

議員各位もご記憶のことかと思いますが、古くは、地下鉄サリン事件、最近では、2008年、6月東京秋葉原で、17名の方が死傷する無差別殺傷事件が起こりました。今年2月1日、第2回の公判が東京地裁で開かれました。新聞によりますと、事件を目撃した男性は、真っ赤な血の海だったと。写真や映画で見る戦場そのものであったと証言しています。また、自分にもう少し勇気があったら、犠牲者は助かっていたかもしれないと自責の念があることを明らかに書かれておりました。

また、被告は、事件6ヵ月前、携帯サイトの掲示板で目標は100人ぐらいだったとも言われております。佐用町は、他町にさきがけ安心して安全な町をめざし生活安全条例を制定するなど、多様化する社会情勢に対応すべく、町民の安寧をもとめて参りました。

しかし、今日の犯罪報道に触れるとき、その犯罪発生地は都市部にとどまらず辺鄙な地方にまで及んでいます。地方出身者が都市部において犯罪に遭遇し犠牲となったり、自宅周辺において女子児童が拉致されるなど、善良な市民が犠牲となっている凶悪、かつ卑劣な犯行を、私たちは、断じて許すことができないと思います。

この条例は条文目的においても述べるように、佐用町町民であって、自らがその責任理由を問われないにもかかわらず不幸にして犯罪に行為を受けることによって、傷害を受けた町民、又は、不慮の死をとげられた町民の遺族に支援するものであります。

議員各位におかれましては、十分ご審議をいただき本案件、可決いただきますようお願い申し上げます。以上です。

議長（山田弘治君） 発議に対する提出者の説明が終わりました。

ただ今議題にいたしております、発議第2号につきましては、3月12日の本会議で質疑、討論、採決を予定いたしておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よってそのように決します。

日程第6． 発議第3号 日米F T A（自由貿易協定）締結交渉に関する意見書（案）

議長（山田弘治君） 続いて日程第6、発議第3号、日米F T A（自由貿易協定）締結交渉に関する意見書（案）を議題といたします。

発議第3号についての提出者の説明を求めます。

5番、笹田鈴香君。

〔 5 番 笹田鈴香君 登壇 〕

5 番（笹田鈴香君） 5 番、笹田鈴香でございます。

私は、日米 F T A（自由貿易協定）締結交渉に関する意見書（案）について、提案説明をさせていただきます。

米国との間で原則関税撤廃を目指す E T A（自由貿易協定）の交渉が促進されようとしていますが、米、麦、豚肉、牛肉等の品目の関税が撤廃されれば、日本の農畜産物の生産減少は米 82 パーセント、穀物 48 パーセント、肉類 15 パーセントにのぼり、農業総生産額の 42 パーセントに相当するおよそ 3 兆 6,000 億円が失われ、食料自給率の向上どころか自給率はわずか 12 パーセントまでに激減することになり、わが国の農業・農村、ひいては地域経済社会にも壊滅的な打撃を与えることになります。

また、これらの関税撤廃は、W T O 農業交渉における 8 年にも及ぶ粘り強い努力を無にするものであり、日米 E T A は他国からも同様の取り扱いを求められることから、農業所得の増大を望む農家や、食料自給率の向上を望む国民を裏切る行為であると言わざるを得ません。わが国にとって、米、麦、豚肉、牛肉等の重要品目の関税撤廃を行うことは、食糧自給率の向上どころか、わが国の農業を崩壊させることもつながるものであることから、日米 E T A の締結に向けた交渉は行わないことです。

日米 E T A について、

〔 「 F T A 」 と呼ぶ者あり 〕

5 番（笹田鈴香君） ああ、すいません。F T A。失礼します。先ほどの、ちょっと間違っているところ、F T A に直してください。削除して訂正します。

F T A について、現政権の民主党は、主要農産物を除外すると言っていますが、相手国の狙いは、農産物の関税を撤廃することであり、一旦交渉が始まれば、本当に取り返しのつかない事態を招くことが懸念されます。今、求められることは、食糧を更に、外国に依存する政策と決別し、世界の深刻な食糧自給に正面から向き合い、40 パーセント程度に過ぎない食糧自給率を向上させる方向に大きく踏み出すことだと思います。

今、佐用町の農業は、この災害に遭われ、大変大きな不安を持っておられます。ですから、それらも踏まえ、益々こういう協定が締結されることによって、農業は、落ち込んでいくと思います。どうか、皆さんの、この意見書に対する、案に対する賛成を求めまして、提案の説明理由とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 発議に対する提出者の説明が終わりました。

ただ今議題にいたしております、発議第 3 号につきましては、3 月 12 日の本会議で質疑、討論、採決を予定いたしておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔 「 異議なし 」 と呼ぶ者あり 〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よってそのように決めます。

議長（山田弘治君） 続いて日程第7、議案第4号、西播広域行政協議会の廃止についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました、議案第4号、西播広域行政協議会の廃止について、提案理由のご説明を申し上げます。

相生市、赤穂市、上郡町及び佐用町は、地方自治法 252 条の2第1項の規定に基づき、協議会を構成する市町に共通する諸問題について、広域的な処理方法を協議し、また管理執行することにより、地域住民の福祉の向上に資することを目的に、昭和 46 年 4 月 1 日に、2 市 5 町で西播広域行政協議会を設置いたしました。しかしながら、この間の社会構造の変化、人口減少と、少子高齢化の進行、また、各市町村合併の進展に伴い、広域行政圏内の市町数が減少するなど、広域行政圏を取り巻く状況が大きく変化する中で、定住自立圏構想推進要綱において、国の一律的な広域行政圏施策は、当初の役割を終えたものとして廃止する旨の通知がありました。よって、西播広域行政協議会審議会で協議の上、平成 22 年 3 月 31 日付けで、協議会を廃止することを確認し、併せて、構成市町の議会において西播広域協議会の廃止の議決をお願いするものでございます。

ご承認を賜りますようお願いをいたし、説明といたします。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にいたしております、議案第4号につきましては、3月12日の本会議で質疑、討論、採決を予定いたしておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よってそのように決めます。

日程第8. 議案第5号 町道路線の変更について

日程第9. 議案第6号 町道路線の認定について

議長（山田弘治君） 続いて日程第8と日程第9については一括議題といたします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。

議案第5号、町道路線の変更について。議案第6号、町道路線の認定についてを一括議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵道典章君） ただ今、上程をいただきました、議案第5号、町道路線の変更について。及び、議案第6号、町道路線の認定について、一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第5号、町道路線の変更について、提案のご説明を申し上げます。

今議会におきまして、町道路線の変更案件10路線を上程をいたしております。10路線の内、9路線は中国自動車道姫路鳥取線建設工事に伴い、既存の町道路線の経過地の変更、あるいは起点・終点の変更、それに伴う総延長、幅員等を変更しようとするものであります。

まず、整理番号1の0166番、塩谷山線は、姫路鳥取線建設工事に伴い、起点・終点は変わらず、経過地の一部を変更し、約13メートル延長して、総延長を2,055.1メートルにし、幅員も最大で約3倍になる箇所もあるように変更しようとするものであります。

以下、5路線も同様に姫路鳥取線建設工事関連でございます。

整理番号1の0204番、横部線は、終点を変更し、約2メートル延長して、総延長を38メートルに変更しようとするものであります。

整理番号1の0206番、堂谷馬場線も起点・終点は変わらず、路線経過地の一部を変更し、約36メートル延長して、総延長を877.4メートルにし、幅員も最大約3倍になる箇所もあるように変更しようとするものであります。

整理番号1の0208番、小松谷線も起点・終点は変わらず、路線経過地の一部を変更し、約8メートル延長して、総延長を615.2メートルにし、幅員も最大約10倍になる箇所もあるように変更しようとするものであります。

整理番号1の0210番、八ノ谷五反田線は、起点・終点を、それぞれ変更し、及び経過地の一部も変更し、約8メートル短縮して、総延長を290メートルにし、幅員は、最大約4倍になる箇所もあるように変更しようとするものであります。

整理番号1の0250番、鋳物師谷線は、起・終点は変わらず、路線経過地の一部を変更し、約44メートル延長して、総延長を669.9メートルにし、幅員も平均約1メートル程拡幅して変更しようとするものでございます。

次に、整理番号1の0329番、明神谷線は、農道への付け替えにより、路線の終点を変更し、幅員は変わらず、約33メートル短縮して、総延長を212.8メートルに変更しようとするものでございます。

また、以下3路線は、再び、姫路鳥取線建設工事関連でございます。

まず、整理番号1の0453番、菖蒲谷線は、起点・終点は変わらず、路線経過地の一部を変更し、約3メートル延長して、総延長を354.6メートルにし、幅員は一部4メートル縮小して変更しようとするものであります。

整理番号1の0458番、吉永土居線も、起点・終点及び幅員は変えず、路線経過地の一部を変更し、約15メートル短縮して、総延長を213.9メートルに変更しようとするものでございます。

最後に、整理番号1の0459番、釜坂線も起点・終点は、及び幅員も変えず、路線経過地の一部を変更し、約2メートル短縮して、総延長を872.4メートルに変更しようとするものでございます。

続きまして、議案第6号、町道路線の認定についてのご説明を申し上げます。

今議会におきまして、町道路線の認定案件25路線を上程しておりますが、その全てが、この3月末に供用開始予定されております、中国自動車道姫路鳥取線建設工事に伴い施工した里道等の付け替え道路の移管協定の締結により、今後、佐用町が管理する道路を新規町道路線として認定しようとするものでございます。ご配付いたしております議案書に沿って、順次、新規認定する路線の概要を申し上げます。

まず、整理番号1の0523番、釜坂曲り線は、佐用町東中山字釜坂曲り783の2番地を起点に、延長66メートルを認定しようとするものであります。

次に、整理番号1の0524番、入道垣内線は、東中山字吉永285の3番地を起点に、延長174.4メートルを認定しようとするものであります。

整理番号1の0525番、吉永線は、東中山字吉永255の1番地を起点に、延長177メートルを認定しようとするものであります。

〔「117」と呼ぶ者あり〕

町長（庵道典章君） えっ、117メートルを認定しようとするものでございます。

整理番号1の0526番、廣田門出線は、東中山字半田832番地を起点に、延長356メートルを認定しようとするものであります。

整理番号1の0527番、寒ヶ谷廣田線は、東中山字寒ヶ谷80の2番地を起点に、延長115メートルを認定しようとするものであります。

整理番号1の0528番、廣田線は、東中山字廣田31の4番地を起点に、延長93メートルを認定しようとするものでございます。

整理番号1の0529番、西廣田四拾田線は、東中山字廣田20番地を起点に、延長246メートルを認定しようとするものでございます。

整理番号1の0530番、四拾田線は、大畠字四拾田678の5番地を起点に、延長92メートルを認定しようとするものでございます。

次に、整理番号1の0531番、東廣田四拾田線は、東中山字廣田2の1番地を起点に、延長188メートルを認定しようとするものであります。

整理番号1の0532番、日除谷線は、下石井字日除谷2422の1番地を起点に、延長392メートルを認定しようとするものでございます。

整理番号1の0533番、森ノ本山ノ神線は、延吉字森ノ本1191の1番地を起点に、延長1,197メートルを認定しようとするものであります。

整理番号1の0534番、伊垣丸山線は、延吉字伊垣446の1番地を起点に、延長474メートルを認定しようとするものであります。

整理番号1の0535番、神垣神社線は、延吉字伊垣422の29番地を起点に、延長143メートルを認定しようとするものでございます。

整理番号1の0536番、上大明神線は、平福字大明神247の1番地を起点に、延長49.5メートルを認定しようとするものでございます。

整理番号1の0537番、下大明神線は、平福字大明神244の3番地を起点に、延長32メートルを認定しようとするものでございます。

整理番号1の0538番、西塩谷山線は、口長谷字塩谷山513の33番地を起点に、延長83メートルを認定しようとするものでございます。

整理番号1の0539番、東塩谷山線は、口長谷字塩谷山513の34番地を起点に、延長167メートルを認定しようとするものでございます。

整理番号1の0540番、砂ノ内寺谷線は、口長谷字砂ノ内37の2番地を起点に、延長330メートルを認定しようとするものでございます。

整理番号1の0541番、北申山線は、口長谷字申山259番地を起点に、延長113メートルを認定しようとするものであります。

整理番号1の0542番、南申山線は、口長谷字申山258番地を起点に、延長291メートルを認定しようとするものでございます。

整理番号1の0543番、小松谷申山線は、口金近字小松谷248番地を起点に、延長1,011

メートルを認定しようとするものでございます。

整理番号1の0544番、小松谷申山支線は、口長谷字申山219の53番地を起点に、延長438.8メートルを認定しようとするものであります。

整理番号1の0545番、小松谷申山料金所線は、口長谷字申山219の208番地を起点に、延長95メートルを認定しようとするものであります。

整理番号1の0546番、五反田線は、口金近字堂面280の2番地を起点に、延長206メートルを認定しようとするものでございます。

最後に、整理番号1の0547番、八ノ谷堂谷線は、口金近字八ノ谷409の2番地を起点に、延長132メートルを認定しようとするものでございます。

以上、町道路線の変更につきましては、道路法第10条第2項の規定により、道路認定につきましては、同法第8条第2項の規定により議会の議決が必要でございますので、ご承認賜りますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

議案第5号及び議案第6号は、産業建設常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、議案第5号から順次質疑を行いますのでよろしく願いをいたします。

まず議案第5号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） はい、ないようですから、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

続いて、議案第6号に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） 鍋島議員。

21番（鍋島裕文君） 委員会付託されて、詳細に検討できるわけですが、じゃあ、ちょっと財政的な点で伺っておきます。

町道新認定ということで、延長距離数が延びるわけですが、今回の延長距離増加数と、これが、来年度の基準財政需要額にどの程度反映されるのか。もし分かれば、お教え願いたいと思います。

〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、総務課長。

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） 今のところ、そこまでの算出はできてませんので、今後、そういう点も視点に算出等をして、提供できるようにさせていただきたいと思います。

〔鍋島君「委員会を出して」と呼ぶ〕

議長（山田弘治君） はい、他に。

ないようですから、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

議案第5号及び議案第6号は、会議規則第37条の規定により、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって、議案第5号、町道路線の変更について、及び、議案第6号、町道路線の認定については、産業建設常任委員会に付託することに決定をしました。

日程第10. 議案第7号 農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定について

議長（山田弘治君） 日程第10、議案第7号、農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました、議案第7号、平成22年度佐用町農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定についてご説明申し上げます。

この賦課金につきましては、毎回会計年度、町が共済事業を行うために必要とする事務費に充てる費用として、共済加入者に賦課金を賦課するものであります。

この内訳は、賦課総額366万8,620円、賦課単価については、前年と同率とさせていただき、各共済事業の共済金額に対する割合で、水稻共済割を1,000分の2.7、麦・家畜・畑作物共済割を1,000分の5、園芸施設共済割を1,000分の2の割合に設定しようとするものであります。

佐用町農業共済条例第5条第2項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。ご審議賜りご承認いただきますようお願い申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にいたしております、議案第7号につきましては、3月12日の本会議で質疑、討論、採決を予定いたしておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よってそのように決めます。

日程第11. 議案第8号 畑作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定について

議長（山田弘治君） 続いて日程第11、議案第8号、畑作物共済の危険段階基準共済掛金

率の改定についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵迩典章君。

〔町長 庵迩典章君 登壇〕

町長（庵迩典章君） ただ今、上程をいただきました議案第8号、畑作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定について、ご説明申し上げます。

農業災害補償法第120条の15第7項の規定により、共済掛金標準率が3年ごとに一般に改定されることにより、平成22年度産から24年度産に適用される、畑作物基準共済掛金率等について、平成22年1月15日、農林水産省告示第145号での告示により、兵庫県から農業災害補償法第120条の15第1項の規定に基づく、佐用町の畑作物標準共済掛金率等が示されましたので、これに基づき掛金率を改定するものでございます。

その内容は、1類、白大豆で県指示基準掛金率は12.3パーセント、去る2月19日の佐用町損害評価会の答申をうけ、一筆方式で、共済掛金率について加入者の公平性の保持の観点から、各集落の過去20年間の平均被害率を算定し、5段階の危険段階を設け、掛金率の最大幅については1対1.15倍とし、最小11.5パーセントから最大13.2パーセントに設定、2類、丹波黒、3類、その他の黒大豆については、生産地域も限定されており、県から示された基準掛金率16.8パーセントと9.8パーセントで町内一律設定をいたしております。

以上のように改定させていただき、兵庫県知事に認可申請をいたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にいたしております、議案第8号につきましては、3月12日の本会議で質疑、討論、採決を予定いたしておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よってそのように決します。

日程第12. 議案第9号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（山田弘治君） 続いて日程第12、議案第9号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵迩典章君。

〔町長 庵迩典章君 登壇〕

町長（庵迩典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第9号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案のご説明を申し上げます。

本条例の改正の内容は、本町の義務教育を振興するため、本議会に提案させていただいております義務教育等振興基本方針策定委員会及び災害復興計画フォローアップ委員会の委員報酬を定め、小中学校嘱託医に耳鼻科医の報酬を加え、また、選挙事務に従事する者の報酬の額を、総務省自治行政局選挙部管理課通知により、改正するものでございます。

ご承認お願いいたしまして、提案の説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にいたしております、議案第9号につきましては、3月12日の本会議で質疑、討論、採決を予定いたしておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よってそのように決します。

日程第13. 議案第10号 佐用町駐車場条例の一部を改正する条例について

議長（山田弘治君） 続いて日程第13、議案第10号、佐用町駐車場条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵迺典章君。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） ただ今、上程をいただきました議案第10号、佐用町駐車場条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

姫新線の姫路・上月間は、西播磨地域をつなぐ主要な鉄道路線であり、沿線地域の生活交通として重要な役割を果たしております。

平成2年には、沿線自治体や関係機関で組織する姫新線姫路上月駅間電化促進期成同盟会が設立され、輸送環境の改善等を目指した取り組みが進められてまいりました。

平成18年度からは、兵庫県、JR西日本、沿線自治体で輸送改善事業に着手し、昨年3月には、新型車両が導入され、この3月13日のダイヤ改正時からは、高速運転と2年間の増便試行を開始し、利便性・快適性の向上が図られます。これは、長年にわたる沿線自治体や関係機関をはじめ住民の方々の熱い願いが実現したものであり、ご協力を賜りました皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

今後におきましては、姫新線を守り育てていくための利用促進が必要であり、その取り組みの一環として佐用町地域公共交通総合連携計画に基づき、今年度、播磨徳久駅前と三日月駅前に駐車場を整備いたしております。

今回、これら駐車場の名称及び位置の改正とパークアンドライド推進のため、南光第1駐車場、南光第2駐車場、三日月第3駐車場の使用料を無料化いたしたく条例改正をお願いするものでございます。

ご承認賜りますようお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にいたしております、議案第10号につきましては、3月12日の本会議で質

疑、討論、採決を予定いたしておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よってそのように決します。

日程第 14. 議案第 11 号 佐用町災害遺児等修学・生活支援基金条例の制定について

議長（山田弘治君） 続いて日程第 14、議案第 11 号、佐用町災害遺児等修学・生活支援基金条例の制定についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第 11 号、佐用町災害遺児等修学・生活支援基金条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、台風第 9 号による災害で、18 名の尊い人命が奪われ、今なお 2 名の方が行方不明でございます。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、行方不明の方が 1 日も早く見つかることを心より祈っております。

亡くなられた方には、小・中学校に通われるお子様もあり、町といたしましては、残された遺児の方の修学・生活の支援が少しでもできないかと検討してまいりました。

この度の災害においては、全国各地から沢山の義援金をいただき、被災された方へ 10 月に 1 次配分をさせていただきました。その後も続いて義援金をいただいております。

2 月 10 日には義援金の 2 次配分の委員会が開催され、残されたお子様に対する支援について、町の考え方を検討していただき、支援策として義援金を財源に長期的に遺児の方の修学及び生活を支援する決定をいただきました。

基金条例の第 1 条では、設置目的として、平成 21 年台風第 9 号災害による遺児の修学及び生活の安定並びに本町の速やかな復興に資することを目的に基金を設置することを規定いたしております。

第 5 条では、処分として、第 1 条の設置目的に充てる場合に限り処分できることといたしております。

義援金を財源に、災害遺児の修学支援を図るために本条例を制定しようとするものでございます。

十分ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたしまして提案の説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

議案第 11 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑を、お願いをいたします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） 質疑がないようですので、これにて本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっています、議案第 11 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって、議案第 11 号、佐用町災害遺児等修学・生活支援基金条例の制定については、総務常任委員会に付託することに決定をしました。

日程第 15. 議案第 12 号 佐用町台風第 9 号災害検証委員会条例の一部を改正する条例について

議長（山田弘治君） 続いて日程第 15、議案第 12 号、佐用町台風第 9 号災害検証委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 12 号、佐用町台風第 9 号災害検証委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

台風第 9 号災害の検証は、当初 3 月末を目途に提言をいただけるよう予定をいたしておりましたが、1 月 26 日に開催した第 1 回の検証委員会において、委員会としては検証項目も多く、地域の状況や意見も踏まえて丁寧に検証を行う必要がある。そのため、3 月末にこだわらず検証を行いたい、との意見が出ました。町といたしましても、十分検証をしていただき、防災体制の強化など今後の教訓としていかなければなりませんので、委員会の意見を尊重し、6 月 30 日まで検証委員会の設置期間を延長いたしたく、条例を改正しようとするものでございます。

なお、新年度からの町の防災体制に関わる項目については、3 月に中間報告をいただき、体制強化に努めてまいる予定であります。

ご承認をいただきますようお願いをいたしまして提案説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にいたしております、議案第 12 号につきましては、3 月 12 日の本会議で質疑、討論、採決を予定をいたしておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よってそのように決めます。

日程第 16. 議案第 13 号 佐用町災害復興計画フォローアップ委員会条例の制定について

議長（山田弘治君） 続いて日程第 16、議案第 13 号、佐用町災害復興計画フォローアップ委員会条例の制定についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程いただきました議案第 13 号、佐用町災害復興計画フォローアップ委員会条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

佐用町災害復興計画は、策定委員会で十分議論をいただきながら 3 月末に策定できるように進めておりますが、災害復興計画を作ってしまうばかりでなく、今後の状況や課題などを分析しながら復興を図っていく必要がございます。

町といたしましては、着実に復興が進み、災害に強く町民が安心して暮らせる町となるように、復興の状況や課題を分析し、復興施策を推進するために、学識経験者や町議会議員など 10 名以内で組織する委員会を設置するために、本条例を制定しようとするものであります。

ご承認賜りますようお願いをいたしまして、提案の説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

議案第 13 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑を、お願いをいたします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっています、議案第 13 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって、議案第 13 号、佐用町災害復興計画フォローアップ委員会条例の制定については、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第 17. 議案第 14 号 佐用町高齢者等生活支援事業費用徴収条例の一部を改正する条例について

議長（山田弘治君） 続いて日程第 17、議案第 14 号、佐用町高齢者等生活支援事業費用徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 14 号、佐用町高齢者等生活支援事業費用徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成 20 年度におきまして、法律に基づく公共交通対策協議会を設置し、公共交通の維持確保及び利便性の向上と効率的、効果的な地域公共交通のあり方について検討を行い、地域公共交通総合連携計画を策定をいたしております。

この計画に基づき、さよさよサービスの乗車対象者を 65 歳以上の高齢者及び身体障害者等から、自ら自動車及びバイク等の運転ができず、公共交通機関の利用が困難な人達の利用を可能とするよう乗車範囲を拡大すること及び、佐用船越線のコミバス運行の実施に伴いその利用料を定めようとするものでございます。

ご審議いただき、ご承認賜りますように、お願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

議案第 14 号は、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑を、お願いをいたします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） 岡本義次議員。

4 番（岡本義次君） 厚生に付託されるわけなんですけれど、これの利用する方ですね、件数言うんですか、枚数、使う量については、本人が請求すれば、何ばでもいうことなんでしょうか。そこらへんは。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（山田弘治君） まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） この件につきましては、さよさよの関係、それから、今回、やろうとしておりますコミバスの関係でございまして、これについての利用制限というものはございません。はい。

議長（山田弘治君） 他に。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっています、議案第 14 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生常任委員会に付託することとしたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって、議案第 14 号、佐用町高齢者等生活支援事業費用徴収条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。この時計で、55 分。55 分再開でお願いいたします。

午前 10 時 42 分 休憩

午前 10 時 55 分 再開

議長（山田弘治君） 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

日程第 18. 議案第 15 号 佐用町移動通信用施設条例の制定について

議長（山田弘治君） 日程第 18、議案第 15 号、佐用町移動通信用施設条例の制定についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 15 号、佐用町移動通信用施設条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

町民の生活に密着した情報通信基盤を整備し、地域間の情報格差の是正、携帯電話の不感地区の解消を図るため、西新宿、奥海に携帯電話の基地局を設置しております。

これに伴い施設の設置、名称、管理等を定めようとするものでございます。

ご承認いただきますように、お願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

議案第 15 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑を、お願いをいたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっています、議案第 15 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって、議案第 15 号、佐用町移動通信用施設条例の制定については、総務常任委員会に付託することに決定をしました。

日程第 19. 議案第 16 号 佐用町保育園条例の一部を改正する条例について

議長（山田弘治君） 続いて日程第 19、議案第 16 号、佐用町保育園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵迩典章君 登壇〕

町長（庵迩典章君） それでは、議案第 16 号、佐用町保育園条例の一部を改正する条例について、提案のご説明を申し上げます。

本条例の改正の内容は、昨年工事が完了いたしました佐用保育園の定数を、現行の 120 人から 30 人を増加させ 150 人とし、合わせてこれまで 90 人定員となっておりました久崎保育園を 45 人に減少させるもので、佐用保育園においては、少子化の中ではございますが、保育園児を預けられる保護者の利便性を考える中で、また町中心部の基幹的な保育園としての機能を果たすことを目的として、今回の改築にあたり定員を 150 名と想定し建設を行ったものでございます。

また、久崎保育園は、これまで定数を 90 人といたしておりましたが、久崎校区の園児数が著しく減少し、本年度 29 名、4 月からの入園予定者も 29 名となっており、今後においても 45 名を超える園児数は想定されないため、今回定員を減少し変更しようとするものでございます。

ご審議賜り、ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

議案第 16 号は、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑を、お願いをいたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） ないようですので、これにて、本案に対する質疑を終結をします。

ただ今、議題となっています、議案第 16 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生常任委員会に付託することにしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって、議案第 16 号、佐用町保育園条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定をしました。

日程第 20. 議案第 17 号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について

議長（山田弘治君） 続いて日程第 20、議案第 17 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵迩典章君。

〔町長 庵迩典章君 登壇〕

町長（庵迩典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 17 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例についてのご説明申し上げます。

この度の一部改正は、保険法及び保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が成立し、商法の保険契約にかかる規定は廃止され、当該保険法が平成 22 年 4 月 1 日に施行されることになりました。従って、農業災害補償法の一部改正がなされることとなり、現行の佐用町農業共済条例も一部改正する必要が生じたところでございます。

主な改正内容は、第 1 に、共済加入者が告知義務違反や、共済金給付を目的として事故を生じさせたり、請求の詐欺、共済関係の存続を困難とさせた場合の共済関係の解除について規定。第 2 に、当然加入の農作物共済を除いて、加入者に共済内容を示す、共済関係成立時の書面の交付規定。第 3 に、他人の所有物を共済に付した場合の所有者の共済金請求の先取特権を付与する規定。第 4 に、重過失によって生じた損害、園芸施設共済における自然消耗による損害を免責とする規定。第 5 に、園芸施設共済において、共済金が公序良俗の観点から容認出来ない程の利益を加入者に与える場合は無効となる規定を設ける。その他条例改正による整合性、語句の訂正等でございます。

ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

議案第 17 号は、産業建設常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑を、お願いをいたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっています、議案第 17 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって、議案第 17 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例については、産業建設常任委員会に付託することに決定をしました。

日程第 21. 議案第 18 号 佐用町営定住促進住宅条例の制定について

議長（山田弘治君） 続いて日程第 21、議案第 18 号、佐用町営定住促進住宅条例の制定についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 18 号、佐用町営定住促進住宅条例の制定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

昨年の 12 月定例議会において、独立行政法人雇用・能力開発機構所有の雇用促進住宅を、佐用町営住宅として管理運営を行う目的で不動産売買契約締結の議決をいただき、佐用町への所有権移転等の事務を進めているところでございます。

4月以降は町営住宅として管理をすることになりますので、入居基準や家賃額、住宅の管理に関する内容を規定するための条例を制定しようとするものでございます。

その趣旨とするところは、町内への新婚家庭、子育て家庭など、若者の定住希望者に対して、低廉な家賃で賃貸することにより、定住の促進と人口の減少を抑制するとともに、限界集落の高齢者や身体障害者など、特に居住の安定を図る必要な方に居室を提供することにより、福祉の向上と安心安全な生活の場とすることを目的とした、公営住宅以外の住宅として位置づけて、佐用町営定住促進住宅、五反田住宅として管理していく方針であります。

この条例とあわせて施行規則により、定住促進のための入居基準や家賃月額などを規定をしておりますが、具体的には次のとおりでございます。

一般入居者は、同居親族のある月額所得 10 万 4,000 円以上の方を対象にして、家賃額を1階から3階は3万 6,000 円、中高層の4階、5階は3万 2,000 円の定額家賃と規定しております。

また、若い世代の居住安定を応援することを目的として、入居直後の費用負担を軽減するため、入居後4年間という期間を定めて、新婚世帯については、1階から3階は2万 5,000 円。4階から5階は2万円の家賃額とし、また、子育て世帯については、1階から3階は3万円。4階、5階は2万 5,000 円。更に、単身の勤労者については、4階、5階の中高層階に限り、2万 5,000 円の家賃額と規定しております。5年目以降は退去をするか、最大8年間の定期入居期間の延長をして、一般入居者と同額の家賃額を支払っていたかどうかを選択できるように規定をいたしました。

定期入居期間は、家賃軽減期間の4年間と期間延長の最大8年間とあわせて最大12年間と定めており、その後は、定住促進住宅を退去し、自宅の建設などによる町内定住により人口増という目的を果たしていただきたいと考えております。また、新婚世帯、子育て世帯、単身勤労者に該当する場合でも、一般入居者として申し込むことは可能ですので、入居時に選択をできるようにしております。

これら若い世代の定住促進策と合わせて、住居を必要としながら、公営住宅に空き部屋が無いなどの理由により、居住の安定が図れない高齢者、身体障害者、生活保護世帯などの低所得者を対象に、公営住宅と同程度の家賃額として、1階から5階、全て2万円の定額家賃で入居できるように規定をいたしました。

現在、雇用促進住宅には、台風9号での被災者28世帯が入居中でございますが、久崎・上月の仮設住宅と同様に2年間の期限を定めて入居できることといたしておりますので、町へ譲り受けた後も従前と同様に引き続き入居できるように考えております。

雇用促進住宅には2棟 60戸の住居がありますので、この施設を活用して、この条例に規定する制度を利用していただき、若い世代の定住と住宅困窮者の支援に役立てていきたいと考えております。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

議案第18号は、産業建設常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑を、お願いをいたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次議員。

4 番（岡本義次君） 産建委員会に付託されるわけなんですけれども、今こう、2 棟の 60 戸あるわけでございますけれども、全部埋まっておるのかどうか1点。

それから、新婚とか单身の方の収入については、関係なしに入っていただくというふうに設けておるのかどうか、そこらへんの2点お願いします。

〔建設課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 建設課長。

建設課長（野村正明君） それでは、お答えを申し上げます。

2 棟ありまして、全部で 60 戸になるんですけれども、今現在、町長も申し上げましたように、仮設入居者は 28 世帯でございます。

それと、従前から、機構の段階から入っておられた方が、16 戸。都合 44 戸で、16 戸ほど空いているという状況でございます。

それから、それぞれの、公営法によっては、低額な所得ということですが、この団地については、逆に 10 万 4,000 円以上の所得者が入れるというのが、基本でございます。

ただし、最後に町長が申し上げました、いろいろな立場の、高齢者の方ですね、生活保護とか、そういった方々については、特認で入れると。ただし、公営住宅に空きがない場合というふうな規定をさせていただこうかなと思っております。

議長（山田弘治君） はい、他に。ないようですので、

〔岡本安君 挙手〕

議長（山田弘治君） 岡本安夫議員。

13 番（岡本安夫君） それではですね、今、入っている方でね、例えばその、4 階、5 階がしんどいから、ちょっと変えてもらいたいとか、そういうことは、できるんですか。

議長（山田弘治君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 入居の状況にもよると思うんですけれども、参考になるかどうか分かりませんが、過去、先週の土曜日も含めて、入居者に対して、概要とか、説明を持たせていただきました。その中では、希望は、特に、お1人もなかったというふうな状況でございます。

それは、また、状況に応じて、いろんな形で検討していきたいというふうに思います。

〔吉井君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、吉井議員。

20 番（吉井秀美君） 現在、16 戸の空き室があるということなんですけれども、これが、どのような分布になっているのか。この家賃表によりますと1階から3階、4階から5階

という分け方がしてあるんですけど、今、入居可能な状況、4階に何戸空いてるとか、5階に何戸空いてるとか、そういったことお願いできますか。

議長（山田弘治君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 申し訳ございません。今日、その資料持って来ておりませんので、また、後ほど、また説明させていただけたらと思います。

議長（山田弘治君） はい、他に。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をします。

ただ今、議題となっています議案第18号は、会議規則第37条の規定により、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって、議案第18号、佐用町営定住促進住宅条例の制定については、産業建設常任委員会に付託することに決定をしました。

日程第22. 議案第19号 佐用町消防団条例の一部を改正する条例について

議長（山田弘治君） 続いて日程第22、議案第19号、佐用町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今上程をいただきました、議案第19号、佐用町消防団条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、団員定数と専任副団長の見直しをするもので、まず、団員定数については、現在は1,245人となっており、これは平成18年4月の消防団合併時に、旧4町の団員定数を合算したものであります。しかしながら21年4月の団員実数は1,135人となっており、100人以上の差が生じております。これによって本年4月からの分団再編とあわせ、改正を行うものがございます。

次に、専任副団長についてでございますが、平成18年の消防団合併時、旧町消防団長であった方が、新町の副団長となる事例があったため、暫定的に設置していたものでございます。しかしながら、合併後約4年間の経過し、佐用町消防団が団長の下、本来の指揮命令系統で統率されており、任命につきましても消防組織法に基づく、本来の任命方式を採用することが望ましいと考え、今回の改正を行うものでございます。

以上、佐用町消防団条例の一部を改正する条例についての概略を説明申し上げます。ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

議案第19号は、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑を、お願いをいたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をします。

ただ今、議題となっています、議案第 19 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって、議案第 19 号、佐用町消防団条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定をしました。

日程第 23. 議案第 20 号 佐用町火災予防条例の一部を改正する条例について

議長（山田弘治君） 続いて日程第 23、議案第 20 号、佐用町火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 20 号、佐用町火災予防条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

平成 20 年 10 月に発生し、死者 15 名・負傷者 10 名を出した大阪市浪速区の個室ビデオ店火災を踏まえ、総務省消防庁において検討されていた、予防行政のあり方に関する検討会において、個室ビデオ店等の防火安全対策について報告書が取りまとめられたことから、火災予防条例について所要の改正を行うものでございます。

本条例は、個室型店舗の遊興の用に供する個室に外開き戸が設けられ、避難通路に面するものにあっては、避難障害を防止するため、当該外開き戸は開放した場合において自動的に閉鎖するものとする改正でございます。

ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

議案第 20 号は、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑を、お願いをいたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をします。

ただ今、議題となっています、議案第 20 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって、議案第 20 号、佐用町火災予防条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定をしました。

日程第 24. 議案第 21 号 佐用町義務教育等の振興に係る基本方針策定委員会条例の制定について

議長（山田弘治君） 続いて日程第 24、議案第 21 号、佐用町義務教育等の振興に係る基本方針策定委員会条例の制定についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵迩典章君。

〔町長 庵迩典章君 登壇〕

町長（庵迩典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第 21 号、佐用町義務教育等の振興に係る基本方針策定委員会条例の制定について、ご説明をいたします。

このたび策定しようとする基本方針は、本町の教育振興と教育環境を中長期に渡り計画的に整備し推進していく基軸となるもので、町の将来を託する子ども達の教育環境を整え、健やかに育ち、夢と希望を持って成長することを主旨とし、学識経験者はじめ教育関係や地域住民の方々を委員にお願いしたいと考えております。

また、本町教育における重要課題や緊急課題なども審議いただき、教育振興と教育環境整備の方向を示していただきたいと考えております。

条例は、その趣旨や所掌事務、組織等を定めるもので、平成 22 年度から施行しようとしています。

ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

議案第 21 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑を、お願いをいたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をします。

ただ今、議題となっています、議案第 21 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって、議案第 21 号、佐用町義務教育等の振興に係る基本方針策定委員会条例の制定については、総務常任委員会に付託することに決定をしました。

日程第 25. 議案第 22 号 工事請負契約の変更について（学校給食センター建設工事）

議長（山田弘治君） 続いて日程第 25、議案第 22 号、工事請負契約の変更について、学校給食センター建設工事についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 22 号、工事請負契約の変更についてご説明を申し上げます。

9 月議会において議決をいただきました、学校給食センター建設工事につきましては、ほぼ計画どおりに進捗しておりますが、外構工事におきまして、センター駐車場と隣地の境界にある側溝が U 字溝 2 5 0 と狭小で、増水時には隣地への浸水の恐れがあり、側溝断面を確保するための改修工事がございます。

契約金額 2 億 8,329 万円を、91 万 7,700 円増額し、契約金額 2 億 8,420 万 7,700 円に変更しようとするものでございます。

佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にいたしております、議案第 22 号につきましては、3 月 12 日の本会議で質疑、討論、採決を予定いたしておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よってそのように決します。

日程第 26. 議案第 23 号 工事請負契約の変更について（久崎小学校プール建設工事）

議長（山田弘治君） 続いて日程第 26、議案第 23 号、工事請負契約の変更について、久崎小学校プール建設工事についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 23 号、工事請負契約の変更について、ご説明を申し上げます。

9 月議会において、議決いただきました、久崎小学校プール建設工事でございますが、工事は計画どおり進捗いたしておりますが、学校との協議により、プールサイドのマットの形状変更と、また、工事用進入路の借用地の埋め戻しと現状復旧の工事費による契約額の変更でございます。

契約金額 7,749 万円を、242 万 3,400 円増額し、7,991 万 3,400 円に変更しようとするものでございます。

佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にいたしております、議案第 23 号につきましては、3 月 12 日の本会議で質疑、討論、採決を予定いたしておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よってそのように決します。

日程第 27. 議案第 24 号 工事請負契約の変更について（三日月小学校プール建設工事）

議長（山田弘治君） 日程第 27、議案第 24 号、工事請負契約の変更について、三日月小学校プール建設工事を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をさせていただきました議案第 24 号、工事請負契約の変更についてご説明を申し上げます。

久崎小学校と共に 9 月議会において、議決をいただきました、三日月小学校プール建設工事でございますが、久崎小学校と同様にプールサイドを全面防滑床シートととするもので、その工事費増により契約額の変更でございます。

契約金額 7,140 万円を、88 万 8,300 円増額し、契約金額 7,228 万 8,300 円に変更しようとするものでございます。

ご承認賜りますように、お願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にいたしております、議案第 24 号につきましては、3 月 12 日の本会議で質疑、討論、採決を予定いたしておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よってそのように決します。

日程第 28. 議案第 25 号 物品購入契約の変更について（学校教育用コンピューター等整備事業）

議長（山田弘治君） 続いて日程第 28、議案第 25 号、物品購入契約の変更について、学校教育用コンピューター等整備事業を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程させていただきました議案第 25 号、物品購入契約の変更について、ご説明を申し上げます。

先の 12 月議会において、議決をいただきました、学校情報通信技術環境整備事業により、小・中学校のパソコン等新規購入させていただいておりますが、22 年度入学の上中学校 1 年生が、転居者や転出により、40 名の 1 クラスとなり、パソコン教室に 40 台が必要となりました。

不足する 8 台のパソコンを追加購入するため、契約金額 3,110 万 3,100 円を、56 万 2,800 円増額し、契約金額 3,166 万 5,900 円に変更しようとするものでございます。

ご承認賜りますように、お願いを申し上げまして、説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にいたしております、議案第 25 号につきましては、3 月 12 日の本会議で質疑、討論、採決を予定いたしておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よってそのように決します。

-
- | | | |
|---------|----------|---|
| 日程第 29. | 議案第 26 号 | 平成 21 年度佐用町一般会計補正予算案（第 7 号）の提出について |
| 日程第 30. | 議案第 27 号 | 平成 21 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について |
| 日程第 31. | 議案第 28 号 | 平成 21 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について |
| 日程第 32. | 議案第 29 号 | 平成 21 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について |
| 日程第 33. | 議案第 30 号 | 平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 5 号）の提出について |
| 日程第 34. | 議案第 31 号 | 平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 5 号）の提出について |
| 日程第 35. | 議案第 32 号 | 平成 21 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について |
| 日程第 36. | 議案第 33 号 | 平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について |
| 日程第 37. | 議案第 34 号 | 平成 21 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について |
| 日程第 38. | 議案第 35 号 | 平成 21 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について |
| 日程第 39. | 議案第 36 号 | 平成 21 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について |

日程第 40. 議案第 37 号 平成 21 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）の提出について

議長（山田弘治君） 次は、日程第 29 に入ります。

日程第 29 ないし日程第 40 については一括議題といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。

議案第 26 号、平成 21 年度佐用町一般会計補正予算案（第 7 号）の提出について。

議案第 27 号、平成 21 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について。

議案第 28 号、平成 21 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について。

議案第 29 号、平成 21 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について。

議案第 30 号、平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 5 号）の提出について。

議案第 31 号、平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 5 号）の提出について。

議案第 32 号、平成 21 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について。

議案第 33 号、平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について。

議案第 34 号、平成 21 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 35 号、平成 21 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 36 号、平成 21 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 37 号、平成 21 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）の提出についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵迺典章君。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 26 号から議案第 37 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 26 号、佐用町一般会計補正予算（第 7 号）からご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2 億 8,328 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 183 億 2,418 万 9,000 円に改めるものでございます。

まず、第 1 表、歳入歳出予算補正において、補正予算の概要説明を申し上げます。

まず、歳入から説明をいたします。

町税では、町民税において個人、法人ともに減収となり、969 万 3,000 円を減額。固定

資産税では、現年課税分の増額と滞納繰越分の減額により、313万6,000円を減額、そのほか町たばこ税500万円の減額など、全体で1,800万4,000円を減額いたしました。

地方交付税は、特別交付税の12月交付額に基づき、2,304万7,000円を増額いたしました。

分担金及び負担金では、土地改良事業など分担金の精算見込みにより、分担金を671万3,000円減額、負担金は児童福祉施設費負担金や老人保護措置費施設費負担金などの精算見込みにより1,059万9,000円を減額いたしました。

使用料及び手数料も、実績見込みによりまして使用料で573万1,000円、手数料では637万6,000円を減額いたしました。

国庫支出金では、2,429万9,000円を増額いたしました。主なものは、国庫負担金において、公共土木施設及び公立学校施設災害復旧費負担金などの減により、6,181万6,000円減額。国庫補助金においては、地域活性化・公共投資臨時交付金2,257万5,000円の減額、災害等廃棄物処理事業費補助金1億6,775万7,000円の減額、地域活力基盤創造交付金1,716万円の減額、学校情報通信技術環境整備事業費補助金の1,110万円の減額と、国の明日の安心と成長のための緊急経済対策としての地域活性化・きめ細かな臨時交付金2億6,095万5,000円の増額、河川等災害復旧事業費補助金4,016万円の増額、公営住宅災害復旧事業費補助金1,134万6,000円の増額などで8,611万3,000円を増額いたしました。

次に、県支出金は、121万4,000円の増額でございます。主なものは、県負担金において、保険基盤安定負担金など231万7,000円を減額。県補助金では、電波遮へい対策事業費等補助金751万8,000円の減額、被災者生活再建支援金補助金2,200万円の減額、中山間地域総合整備事業補助金2,749万6,000円の減額、ため池等整備事業助成費1,178万9,000円の減額、緊急防災林整備事業補助金825万7,000円の減額と、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金1,915万2,000円の増額、緊急小規模急傾斜地崩壊対策事業補助金1,800万円の増額、現年発生農林災害復旧費補助金6,749万7,000円の増額などで、849万円を増額いたしました。委託金では、県知事選挙や衆議院議員総選挙等事務費市町交付金など、精算見込みによりまして495万9,000円を減額いたしました。

財産収入では、財産運用収入において、財政調整基金預金利子など収入見込額に応じて1,228万1,000円を増額。財産売却収入は、土地売り払い代金378万円を増額いたしました。

寄付金では、3,880万円を増額。主なものといたしましては、農林水産施設災害復旧費寄付金で3,546万5,000円を減額、災害関連の指定寄付金581万8,000円及び災害義援金6,844万7,000円を増額いたしております。

繰入金では、1億6,197万5,000円を減額。介護保険特別会計繰入金23万5,000円の増額、財政調整基金1億6,220万6,000円の減額が主なものでございます。

諸収入は、1億479万8,000円を増額いたしました。主なものは、町預金利子140万7,000円を減額、受託事業収入において、道路橋梁改良事業県費負担収入など1,625万8,000円を減額。雑入では、1億2,246万3,000円を増額。主なものは、県市町村振興協会市町交付金において、台風第9号災害対策交付金及び災害見舞金など1億2,861万8,000円を増額、町有建物災害等共済金795万2,000円を増額。その他、消防団員退職報償金受入金372万6,000円を減額、老人生活管理指導短期宿泊事業個人負担金680万円を減額、公用車災害給付金1,159万円を減額いたしております。

町債では、2億7,870万円を減額いたしました。主なものは、民生債で佐用保育園・子育て支援センター建設に係る、合併特例事業債を500万円減額。災害援護資金貸付事業債を1億900万円減額。農林水産業債で、ため池整備や農道舗装等、農業生産基盤整備事業

に係る合併特例事業債を 470 万円減額。土木債では、道路新設改良事業に係る合併特例事業債を 1 億 3,710 万円減額。教育債では、学校教育施設整備事業債を 250 万減額し、合併特例事業債を 1,780 万円増額。災害復旧債では、児童福祉施設、下水道施設、農林水産施設、学校教育施設、社会教育施設、庁舎などの災害復旧事業債を 7,050 万円減額いたしました。歳入欠かん債は、災害に伴う町税、使用料等の減収分を 3,150 万円計上いたしております。

次に、歳出でございますが、実績、精算見込みによりまして整理いたしておりますので、主なものについてご説明を申し上げます。

議会費は、実績見込みにより 169 万円を減額。

総務費では、2 億 8,885 万 6,000 円を増額いたしました。これは、国の第 2 次補正予算による、緊急経済対策予算にかかる経費を地域活性化・きめ細かな事業費に 3 億 3,305 万円追加計上したことによるものでございます。本事業費には、平成 22 年度以降予定いたしておりました事業の前倒し、あるいは適当な財源が見あたらないなどの理由で先送りしていた事業について、予算計上し、この臨時交付金を充当することといたしております。工事請負費 2 億 6,730 万円は、学校給食用施設整備として各小中学校プラットホーム・進入路の改修工事、笹ヶ丘公園の滑り台の改修工事、船越地区寺谷川護岸改修工事などを計上いたしております。災害関連といたしまして、県が設置する河川監視カメラ、水守の映像を、ケーブルテレビの佐用チャンネルで放映するための工事費も計上いたしております。繰出金 4,500 万円は、真盛浄水場取水井改良工事のために簡易水道特別会計への繰出金を計上いたしております。委託料 2,060 万円は、それぞれの事業実施のための測量・設計・施工監理料を計上いたしております。

また、情報通信施設費の工事請負費は、光ファイバー網の通常のメンテナンス工事費の追加分 100 万円を計上いたしております。

その他、各選挙の実施による経費実績等、精算見込みにより整理をいたしております。

次に民生費は、5,171 万 4,000 円を減額。

社会福祉総務費では、社会福祉協議会への地域福祉基金事業分の助成金追加や国民健康保険特別会計、介護保険特別会計への繰出金など 8,999 万 5,000 円を増額。高齢者福祉では、老人保護措置費など扶助費で実績見込みにより 1,270 万円の減、朝霧園特別会計繰出金は 673 万 3,000 円の増額。後期高齢者医療費は、繰出金で 2,000 万円の減額といたしております。障害者福祉費では、障害者通園費助成金、障害福祉サービス費などの補助金を 220 万円増額、高齢重度障害者特別医療費など扶助費で精算見込みにより 200 万円を減額。

児童福祉費、児童福祉総務費では、子ども手当支給実施に向けての電算システム開発委託料 430 万 5,000 円を追加。

災害救助費では、職員の時間外勤務手当 520 万円を増額、被災者生活再建支援金、住宅災害復興融資利子補給金など各種負担金 5,292 万 6,000 円を減額をいたしました。

次に、衛生費では、3 億 8,480 万 6,000 円を減額。

保健衛生費では、簡易水道事業特別会計繰出金 7,137 万 5,000 円を減額、予防接種委託料やがん検診委託料など事業の実績、精算見込みにより 608 万 5,000 円を減額、新型インフルエンザワクチン接種助成金を 1,105 万 9,000 円減額、生活排水処理事業特別会計への繰出し金を 2,603 万 7,000 円減額しました。

清掃費では、災害廃棄物処理経費の精算見込みにより処理手数料、収集作業・中間処理・搬出作業委託料など 2 億 6,550 万円を減額しております。

次に、農林水産業費は、6,879 万 3,000 円を減額。

農業費での主なものは、農業振興費で野生動物防護柵設置費補助金を 1,080 万円増額、農地費、団体営ため池等整備事業費、中山間地域総合整備事業費、農業用河川工作物応急

対策事業費、及び地籍調査事業費などにつきましては、入札減や事業実績見込みにより減額をいたしております。

林業費では、林業総務費の有害鳥獣駆除活動補助金、林業振興費の緊急防災林整備事業補助金など実績見込みによる減額や治山事業における工事入札減などを整理をいたしております。

商工費は、2,920 万 4,000 円を減額。

主なものは、商工業振興費で町商工会助成金を 3,000 万円減額、観光費で笹ヶ丘荘特別会計への繰出金 622 万 2,000 円を増額いたしております。

次に、土木費では、2 億 3,801 万 7,000 円を減額。

主なものは、道路橋梁費で災害の影響による道路新設改良工事や橋梁新設改良工事の見直し等により 1 億 7,779 万 4,000 円を減額。

下水道費では、特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金を 4,917 万 2,000 円減額いたしております。

また、住宅費で、災害により中止をいたしました町営中上月住宅下水接続工事費を 1,600 万円減額いたしております。

消防費では、787 万 6 千円を減額。

主なものは、非常備消防費で退職消防団員報償金を 372 万 6,000 円減額、災害対策費で復興計画検討委員、災害検証委員会の委員報酬及び費用弁償を増額いたしております。

次に、教育費では 4,067 万 8,000 円を減額。

主なものは、社会教育総務費で災害のため中止になった上三河の農村歌舞伎まつり実行委員会への負担金 100 万円を減額、文化財保護費で歴史的環境保存施設整備補助金を 500 万円減額、町民プールの運営費で工事請負費 465 万円を減額をいたしました。

そのほかは、小中学校における学校管理・教育振興経費、社会教育・社会教育関係施設の経費を実績見込みにより精算いたしております。

次に、災害復旧費では 2 億 2,818 万 5,000 円を増額。

厚生労働施設災害復旧費につきましては、1,310 万円を減額。うち、民生施設災害復旧費において、久崎保育園、久崎老人福祉センターに係る災害復旧事業費の財源変更。衛生施設災害復旧費については、コミュニティプラント施設の災害復旧事業費の実績見込みによる減額でございます。

農林水産施設災害復旧費で 437 万 9,000 円を増額。繰越事業に係る人件費や事務費の追加、工事請負金を町単独災害復旧工事補助金に振り替えるなど、実績見込みに基づきまして予算措置をいたしております。

公共土木施設災害復旧費につきましても同様、繰越事業に係る関係経費の追加や、単独事業費の追加などで 1 億 9,699 万 3,000 円を増額しております。

公営住宅災害復旧費は、町営住宅災害復旧事業費の精算による 2,535 万 2,000 円の減額であります。

教育施設災害復旧費で 961 万円を減額。うち、学校教育施設災害復旧費につきましては、利神小学校、江川小学校、久崎小学校、及び佐用中学校の災害復旧事業費の精算により 313 万円を減額。社会教育施設災害復旧費では、さよう文化情報センター、上月グラウンド、上月文化会館、久崎地区センター、及び昆虫館に係る災害復旧事業費の実績見込みによる精算で 648 万円の減額でございます。

その他公共施設・公用施設災害復旧費は 5,834 万 3,000 円を減額。

うち、庁舎等災害復旧費につきましては、本庁及び上月支所庁舎に係る施設、設備、備品の災害復旧費用の精算により 4,249 万 4,000 円を減額。消防防災施設災害復旧費では、常備消防用車両及び非常備消防団車両の修繕費、あるいは防災行政無線地区遠隔装置の更

新費用の精算により 1,584 万 9,000 円を減額いたしております。

公営企業災害復旧費では、公営企業会計における災害復旧事業費について、実績見込みに基づきまして繰出金を 1 億 3,321 万 8,000 円増額計上いたしております。

公債費は、元金について 146 万 4,000 円を減額。

諸支出金は 2,392 万円を増額。水道事業会計に対する繰出金及び財政調整基金など各種基金の利子積立金の精算のほか、新たに設置する災害遺児等修学・生活支援基金の積み立てをいたしております。

次に、予算説明書、第 2 条、繰越明許の補正につきまして、5 ページ第 2 表、繰越明許費補正をご覧いただきたいと存じます。地域活性化・経済危機対策事業、地域活性化・きめ細かな事業、災害復旧事業など、12 事業について、総額 26 億 8,280 万 8,000 円の繰越明許費の限度額を設定しようとするものでございます。

地方債補正につきましては、6 ページ、7 ページの第 3 表、地方債補正をご覧いただきたいと存じます。地方債の追加は、歳入欠かん債について、災害による町税等の減収見込額 3,150 万円を、一般公共事業債については、財源対策債として調整配分される 90 万円を借入限度額として設定しようとするものでございます。地方債の変更は、それぞれ既決の事業債につきましては、最終の起債同意申請額に、借入限度額を符合させるために補正を行っております。

以上、一般会計補正予算（第 7 号）の提案の説明とさせていただきます。

それでは、続きまして、議案第 27 号、国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ 1,340 万 3,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 22 億 2,540 万 7,000 円とするものでございます。

歳入では、国民健康保険税は一般国民健康保険税について 2,863 万 5,000 円の減を見込んでおります。退職被保険者等国民健康保険税においては、413 万 1,000 円の増額を見込んでおります。

国庫支出金は、療養給付費等負担金で、療養給付費分について 206 万 1,000 円、後期高齢者支援金分で 627 万 5,000 円の減となり、合計で 833 万 6,000 円の減となります。高額医療費共同事業負担金においては 59 万 9,000 円の減となります。特定健康診査等負担金は、実績により 51 万 6,000 円の減となります。財政調整交付金は、4,236 万 5,000 円の減でございます。

県支出金は、高額医療費共同事業負担金で 59 万 9,000 円の減となり、特定健康診査等負担金で 51 万 6,000 円の減となります。県財政調整交付金は、6,176 万 4,000 円の減でございます。

共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金が 337 万 4,000 円の増、保険財政共同安定化事業交付金で 5,839 万 8,000 円の増でございます。

財産収入で 21 万 5,000 円の減は、準備基金利子分でございます。

繰入金は、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金で 249 万 1,000 円の減を、その他繰入で 8,837 万 8,000 円の増でございます。

諸収入では、延滞金 30 万 9,000 円を見込んでございます。

歳出では、保険給付費では、一般被保険者療養給付費で 1,991 万 6,000 円の増となります。

共同事業拠出金は、高額医療費拠出金で 22 万 4,000 円の減となり、保険財政共同安定化事業拠出金では 217 万 1,000 円の減となります。

保健事業費は、特定健康診査等事業費で 177 万 5,000 円の減となります。

基金積立金は、準備基金の利子 21 万 5,000 円を減額するものでございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての説明といたします。

続きまして、議案第28号、平成21年度介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましての提案のご説明を申し上げます。

事業勘定の歳入歳出それぞれに1,318万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を18億6,675万6,000円とし、サービス事業勘定の歳入歳出それぞれに12万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を954万6,000円に改めるものでございます。

まず、事業勘定の歳入からご説明をいたします。

保険料では災害に伴う減免等により906万5,000円を減額しております。

国庫支出金では、介護給付費負担金を139万円、調整交付金を138万9,000円、地域支援事業交付金を1万2,000円それぞれ増額をいたしております。

支払基金交付金では、介護給付費交付金を484万3,000円を増額し、地域支援事業支援交付金を36万9,000円、減額しております。

県支出金では、介護給付費負担金を83万8,000円増額し、地域支援事業交付金を9万5,000円減額いたしております。

財産収入では、介護保険給付費準備基金等預金利子を16万1,000円減額いたしております。

繰入金では、一般会計繰入金のうち介護給付費繰入金を201万8,000円増額、地域支援事業繰入金を39万4,000円減額、事務費等の他繰入金を67万6,000円増額、介護給付費準備基金繰入金を1,637万7,000円増額、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金を429万7,000円減額いたしております。

次に、歳出についての説明をいたします。

保険給付費で主なものは、介護サービス等諸費を1,893万6,000円、支援サービス等諸費を21万8,000円それぞれ増額し、高額介護サービス費を306万5,000円減額いたしております。

地域支援事業費では、介護予防事業費を123万円、包括的支援事業費を42万9,000円、任意事業費を76万8,000円それぞれ減額いたしております。

基金積立金では、介護給付費準備基金積立金を14万2,000円、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金を1万9,000円それぞれ減額いたしております。

諸支出金では、償還金及び還付加算金を27万5,000円減額いたしております。

次にサービス事業勘定の歳入について説明をいたします。

サービス収入では、居宅介護サービス計画費収入を9万9,000円、居宅支援サービス費収入を2万9,000円それぞれ増額いたしております。

歳出につきましては、サービス事業費では介護予防支援委託料を10万7,000円減額し、諸支出金では一般会計繰出金を23万5,000円増額いたしております。

以上で、介護保険特別会計、

議長（山田弘治君） ちょっと、待っていただけますか。

12時が来よんですけれども、このまま、提案説明を続けたいと思うので、よろしくお願いいたします。

どうぞ。

町長（庵迢典章君） それでは、介護保険特別会計、保険の特別会計補正予算の、これで説明終わらせていただきます。

次に、続きまして、議案第29号、平成21年度佐用町朝霧園特別会計の補正予算（第3号）についての提案のご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 91 万 3,000 円を減額し、総額を 1 億 2,359 万 5,000 円とするものでございます。

まず、歳入よりご説明いたします。入所者数の変動により、事業収入において 888 万 3,000 円 を減額、不足分として、一般会計よりの繰入金 673 万 3,000 円を追加、諸収入において 123 万 7,000 円を追加することといたしております。

続いて歳出の説明を申し上げます。歳出では、それぞれの費目において実績見込み額を精査し、一般管理費において 5 万 7,000 円を減額、運営費において 85 万 6,000 円を減額するものでございます。

以上、簡単でございますが、朝霧園特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

次に、議案第 30 号、佐用町簡易水道事業補正予算（第 5 号）についての提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、4 億 1,757 万 8,000 円を減額し、予算総額を 12 億 8,235 万 5,000 円と定めております。

まず、歳入では、分担金及び負担金を新規加入増に伴い、加入負担金 450 万円を追加し、工事負担金を 80 万円減額いたしました。

使用料及び手数料を先の災害に伴う水道料金減免による減少額 2,100 万円を減額いたしております。

国庫補助金では、災害査定による簡易水道施設災害復旧事業費の減に伴い、国庫補助金 2 億 6,513 万 7,000 円を減額いたしております。

一般会計繰入金は、経済危機対策事業、きめ細かな事業、災害復旧事業、災害減収補てんにより、5,813 万 2,000 円を増額いたしております。

町債では、簡易水道施設災害復旧事業の減により、1 億 9,430 万円を減額いたしております。

次に、歳出では、一般管理費において消費税の確定申告による額の変更等により、592 万 7,000 円を減額し、現場管理費の委託料を工事の中止により、測量調査設計委託料等 1,641 万 4,000 円を減額、工事請負費 2,925 万円を減額いたしております。

建設改良費では、委託料及び工事請負費を入札減により、2,344 万円減額いたしております。

地域活性化・きめ細かな事業費では、真盛浄水場の取水施設改良の委託料、工事費を 4,500 万円計上いたしております。

簡易水道施設災害復旧費では、災害査定により、委託料、工事請負費等を 3 億 8,420 万 3,000 円減額いたしております。

第 2 条では、繰越明許費として、1 億 125 万円を計上いたしております。内容は、簡易水道施設災害復旧事業の本位田浄水場復旧工事を 22 年度において、実施するものでございます。

以上、簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 31 号、佐用町特定環境保全公共下水道事業補正予算（第 5 号）についての提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、1 億 1,303 万 7,000 円を減額し、予算総額を 12 億 2,552 万 5,000 円と定めております。

まず、歳入では、分担金及び負担金で、77 万 2,000 円と、一般会計繰入金 3,686 万 2,000 円を追加し、使用料及び手数料を災害減免と収入増の差額 56 万 5,000 円の減、国庫補助金 8,960 万 4,000 円、町債、6,050 万円を歳出減に伴い減額をいたしております。

次に、歳出では、公共下水道事業費を 4,555 万 7,000 円を減額、内、管理費では、公課費の減額は、消費税納付額の確定により、現場管理費の減額は、電気代等の維持管理費の

節約及び、浄化センターの委託料の契約減、舗装修繕工事請負費の減で、1,620 万円を減額し、建設改良費では、中上月町営住宅の下水道管布設工事を昨年の豪雨災害により町営住宅の災害復旧工事のため、管敷設工事を延期したことにより、実施設計の委託料 612 万 5,000 円、工事請負費、2,165 万 1,000 円を減額いたしております。

災害復旧費の、6,748 万円減額の主な理由は、委託料では、日本下水道事業団の災害査定設計料及び、兵庫県まちづくり技術センターの災害査定設計料が災害支援で無料となったこと及び、ポンプ場の施工監理を町職員で実施したことによる不用額 2,030 万円の減額で、工事請負費 4,850 万円は、契約減によるもので、備品購入費は、災害により使用できなくなった汚泥の赤外線水分計と、水質検査計器、2 種類の購入費でございます。

公債費では、元金の財源補正をいたしております。

第 2 条では、繰越明許費として、5,830 万円を計上いたしております。内容は、公共下水道事業費では、東徳久、給食センター等の下水道管布設工事と、マンホール・ポンプ場、機械電気工事、2 件の契約の繰越と、災害復旧費では、福原橋と、笹ヶ丘橋を、未契約繰越をしており、河川改修計画と調整しながら早期復旧に努めて参りたいと考えております。

第 3 条は、地方債の借り入れ限度額の補正であり、1 億 1,280 万円に減額補正をいたしております。

以上、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第 32 号、佐用町生活排水処理特別会計補正予算（第 3 号）についての、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、9,571 万 7,000 円を減額し、予算総額を 4 億 9,623 万円と定めております。

まず、歳入では、分担金及び負担金で、新規加入見込み減等に伴う、加入負担金 170 万 1,000 円、歳出の減に伴う、国庫補助金 2,450 万円、一般会計繰入金 5,251 万 4,000 円、災害復旧債を 1,900 万円減額し、使用料を収入増見込みで、200 万円追加をいたしております。

次に、歳出では、浄化槽管理費、542 万 6,000 円の減額は、浄化槽の管理委託料 400 万円につきましては、節約減、消費税の確定見込みで、112 万 6,000 円の減額。農業集落排水施設管理費の現場管理費では、1,944 万 1,000 円の減額で、主な理由は、節約による需用費 190 万円の減額、委託料 1,269 万 1,000 円の減額は、平福、県道宮橋水管橋の測量調査設計委託料 884 万 1,000 円が、災害による河川改修計画との調整で延期によるもので、機器点検整備 310 万円の減額は、契約減で、工事請負費 450 万円の契約減でございます。

農業集落排水施設災害復旧費は、3,400 万円の減で、委託料と、工事請負費の減は、県の河川復旧計画との調整で長谷・平福地区の亀岩橋等が 22 年度実施となったこと、及び、早瀬処理場災害復旧工事費の契約減によるものでございます。浄化槽施設災害復旧費では、3,700 万円の減額で、主な理由は、浄化槽修繕料及び工事請負金の契約減と、被災内容の見込み減でございます。

公債費は、財源補正をいたしております。

第 2 条の補正では、農業集落排水施設災害復旧事業債を 1,500 万円減額の補正をいたしております。

以上で、生活排水処理特別会計補正予算（第 3 号）の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 33 号、平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第 4 号）につきましてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入に寄付金等の追加補正及び県指定管理料と使用料、雑収入等の減額補正をし、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 38 万 7,000 円を減額し、歳入歳出

の総額を 1 億 9,893 万 8,000 円といたしております。

内容につきましてご説明申し上げます。

歳入では、使用料に関しまして、グループ用ロッジ使用料および家族用ロッジ使用料等で 70 万円の減額、県支出金で 16 万 1,000 円の減額、財産収入の財政基金利子で 4 万 6,000 円の増額、寄付金の瀬戸内オリーブ基金による 80 万円の増額、諸収入の雑入で 37 万 2,000 円の減額などがございます。

歳出では、社会教育総務費で 85 万 7,000 円の減額、グループ用ロッジ運営費で 55 万 5,000 円の減額、天文台公園運営費で 97 万 9,000 円の増額、財政基金費で 4 万 6,000 円の増額などがございます。

以上、平成 21 年度西はりま天文台公園特別会計補正予算の概要の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 34 号、平成 21 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第 2 号）につきましてのご説明を申し上げます。

笹ヶ丘荘は、昨年 8 月の台風 9 号災害以降、被災された方の避難場所や被災された方の入浴の提供、町営住宅改修時の一時入居受け入れ等を行ってまいりました。このため一般の方の施設利用をお断りしていたために宿泊等による営業収支等は昨年比の約 80 パーセントとなったため歳入歳出の補正減を行います。この補正予算の内容は、既定の歳入歳出予算から、歳入歳出それぞれ 723 万 1,000 円を減額し、予算総額を 1 億 702 万 8,000 円といたしております。

まず、歳入につきましては、収入見込みにより笹ヶ丘荘事業収入の使用料 1,213 万 8,000 円、公園施設使用料 115 万円を減額し、一般会計繰入金 622 万 2,000 円を増額いたしております。

歳出につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費 723 万 1,000 円の減額で、その主なものは、需用費 458 万 1,000 円、役務費 105 万円、委託料 110 万円、公課費 50 万円等の不用額でございます。

以上で、佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第 2 号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 35 号、平成 21 年度歯科保健特別会計補正予算（第 2 号）につきましての提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれに 2,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 2,807 万 7,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入につきましては、財産収入で運営基金預金利子の増により 2,000 円を増額いたしております。

歳出につきましては、総務費で基金積立金を 2,000 円増額いたしております。

以上、簡単でございますが、歯科保健特別会計補正予算の概要の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 36 号、平成 21 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算（第 2 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、既決の収入支出予算の総額に、収入 614 万 7,000 円、支出 643 万 5,000 円を増額し、収入予算総額を 1 億 4,980 万 6,000 円、支出予算総額を 1 億 5,009 万 4,000 円とするものでございます。

主な補正理由は、家畜共済勘定で肥育牛の肺炎・心不全等の死廃事故の増加による予算増、また、畑作物共済勘定では 8 月 9 日の豪雨被害による共済事故の支払いによる予算増でございます。内訳は、家畜勘定の収入では、家畜保険金 160 万円、家畜特別積立金戻入 40 万円で総額 200 万円を、支出では、家畜共済金 200 万円を増額いたしました。畑作物共済勘定の収入では、共済引き受け減による掛金 12 万 9,000 円の減額、畑作物保険金

474 万円、法定及び特別積立金戻入を、それぞれ全額の 13 万 3,000 円ずつを増額し、総額で 487 万 7,000 円となります。支出では、保険料を 10 万 1,000 円減額し、共済金は 526 万 6,000 円の増額となりました。

畑作物共済勘定の事業費用の財源不足につきましては、業務勘定保留資金 28 万 8,000 円を充てることといたしており、補正予算書 1 ページの収入表には表記はされておられません。

業務勘定につきましては、精算見込みによる補正でございます。

以上で、平成 21 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算（第 2 号）の提案説明とさせていただきます。

最後に、議案第 37 号、平成 21 年度佐用町水道事業会計補正予算（第 3 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、第 2 条の収益的収入及び支出において、収入の第 1 款、第 1 項の営業収益を、水道料金の災害減免処置による減収額 678 万 9,000 円減額し、第 2 項の営業外収益を一般会計繰入金及び高料金対策繰入金 814 万 2,000 円を増額するものでございます。

次に、第 3 条の資本的収入及び支出において、収入の第 1 款、第 3 項の企業債を災害復旧工事費の減額により、6,510 万円減額し、国庫補助金 7,979 万円、災害保険金 42 万円をそれぞれ減額するものでございます。第 6 項の他会計補助金 256 万円は、地方公営企業法第 17 条の規定に基づく、災害復旧に伴う一般会計からの災害復旧補助金であります。支出の第 1 款第 1 項、建設改良費を災害復旧工事費の不用額 1 億 6,308 万 9,000 円を減額するものでございます。

第 4 条では、企業債の借入限度額を 6,510 万円減額し、1,750 万円とするものでございます。

第 5 条では議会の議決を経なければ流用できない経費、職員給与費を 2 万 3,000 円減額するものでございます。

第 6 条では他会計からの補助金を条文のとおり、改めるものでございます。

内容の詳細につきましては、補正予算に関する説明書、補正予算実施計画、補正資金計画、補正収入及び支出見積基礎というものを添付いたしておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

失礼しました。以上で、議案第 26 号から議案第 37 号まで 12 件、一括してご説明をさせていただきます。

ちょっと、訂正をさせていただきますが、一般会計補正予算第 7 号の中です、歳入、財産売払収入の説明で、土地売払代金を 378 万円を増額と説明をいたしておりますが、これは、37 万 8,000 円の誤りでございます。訂正をお願いしたいと思います。

以上、説明を終わらせていただきますが、たくさんの補正をしております。十分にご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願いを申し上げ、終わらせていただきます。

議長（山田弘治君） はい、提案に対する当局の説明、元へ、議案第 26 号ないし議案第 37 号の提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にいたしております、議案第 26 号ないし議案第 37 号につきましては、3 月 12 日の本会議で質疑、討論、採決を予定いたしておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって、そのように決めます。
それでは、暫時休憩をいたします。再開を 13 時 30 分。1 時半でお願いします。

午後 00 時 16 分 休憩

午後 01 時 28 分 再開

議長（山田弘治君） ご案内しておる時間より、ちょっと早いんですけども、休憩前に
引き続き会議を再開いたします。
建設課長。

建設課長（野村正明君） 失礼します。貴重な時間すいません。

午前中に雇用促進にかかわる部分で、私が、答弁した内容の件と、吉井議員がお尋ね
の件で、併せて、この場を借りまして、お詫びをし、訂正の報告をさせていただきたいと
思います。

実は、先ほども言いましたように、先の土曜日、2 月 27 日に入居者への、今後のこと
について、ご相談なり連絡を申し上げまして、その後、今日、昼帰りましたら、3 月末で
もって退去したいという方が出られたようなので、先ほど、被災入居が 28 戸と申し上げ
ましたけれども、これについては、今日のところ変わりません。現入居者で、3 月末をも
って退去したいという方が、3 名いらっしゃいまして、いうことは、午前中は 16 と申し
上げたと思います。13 戸でございます。被災者が 28 戸と、継続される方が 13 戸だとい
うことで、都合 41 になろうかと思ひます。

それで、19 戸空き家があるということで、2 棟ございまして、併せて 1 階に 4 戸。空き
部屋が 4 つあるということですね。それから、2 階で併せて 1 戸。それから、3 階で 3 戸。
4 階で 6 戸。5 階で 5 戸。都合 19 戸になろうと思ひます。

そういうことで、2 点の点を、お詫びして、報告を申し上げたいと思ひます。

-
- | | | |
|---------|----------|--|
| 日程第 41. | 議案第 38 号 | 平成 22 年度佐用町一般会計予算案の提出について |
| 日程第 42. | 議案第 39 号 | 平成 22 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について |
| 日程第 43. | 議案第 40 号 | 平成 22 年度佐用町老人保健特別会計予算案の提出について |
| 日程第 44. | 議案第 41 号 | 平成 22 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について |
| 日程第 45. | 議案第 42 号 | 平成 22 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について |
| 日程第 46. | 議案第 43 号 | 平成 22 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について |
| 日程第 47. | 議案第 44 号 | 平成 22 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について |
| 日程第 48. | 議案第 45 号 | 平成 22 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の
提出について |
| 日程第 49. | 議案第 46 号 | 平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出につい
て |
| 日程第 50. | 議案第 47 号 | 平成 22 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出につ
いて |
| 日程第 51. | 議案第 48 号 | 平成 22 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について |
| 日程第 52. | 議案第 49 号 | 平成 22 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について |
| 日程第 53. | 議案第 50 号 | 平成 22 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について |
| 日程第 54. | 議案第 51 号 | 平成 22 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について |
| 日程第 55. | 議案第 52 号 | 平成 22 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について |

日程第 56. 議案第 53 号 平成 22 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について

議長（山田弘治君） それでは、次は、日程第 41 に入ります。日程第 41 ないし日程第 56 について、一括議題といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。

議案第 38 号、平成 28 年度、元へ、22 年度佐用町一般会計予算案の提出について。

議案第 39 号、平成 22 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について。

議案第 40 号、平成 22 年度佐用町老人保健特別会計予算案の提出について。

議案第 41 号、平成 22 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について。

議案第 42 号、平成 22 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について。

議案第 43 号、平成 22 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について。

議案第 44 号、平成 22 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について。

議案第 45 号、平成 22 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について。

議案第 46 号、平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について。

議案第 47 号、平成 22 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について。

議案第 48 号、平成 22 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について。

議案第 49 号、平成 22 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について。

議案第 50 号、平成 22 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について。

議案第 51 号、平成 22 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について。

議案第 52 号、平成 22 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について。

議案第 53 号、平成 22 年度佐用町水道事業会計予算案の提出についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵迺典章君。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました、議案第 38 号から議案第 53 号までの、平成 22 年度佐用町一般会計並びに各特別会計予算を一括して、提案の説明をさせていただきます。

それでは、まず議案第 38 号、佐用町一般会計予算案の提案のご説明を申し上げます。

一般会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ 131 億 4,096 万 4,000 円といたしております。

それでは、歳入から主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

町税につきまして、景気の悪化による就業者数、所得の減などで個人町民税の所得割及び法人税割で大幅な減収見込みとなり、町税の総額は 22 億 3,505 万 8,000 円、前年度比 8,704 万 9,000 円、3.7 パーセント減を計上いたしております。

次に、地方譲与税や交付金関係は、前年度の譲与・交付見込み額や税制改正による見込額など地方財政計画の見込み数値を基礎に計上いたしております。なお前年度比率は当初比較で申し上げます。地方譲与税は、6.8 パーセント減の 1 億 5,320 万円を計上いたしております。内訳は、平成 21 年度から道路特定財源の一般財源化により新たに創設された、地方揮発油譲与税を 4,160 万円、自動車重量譲与税は 1 億 1,160 万円、計上いたしました。

利子割交付金は 51.5 パーセント減の 820 万円。

配当割交付金は 87.8 パーセント減の 170 万円。

株式譲渡所得割交付金は 83.3 パーセント減の 20 万円。

地方消費税交付金は 4.2 パーセント減の 1 億 7,940 万円。

ゴルフ場利用税交付金は 3.2 パーセント減の 7,890 万円。

自動車取得税交付金は 16.4 パーセント増の 6,240 万円を計上をいたしております。

地方特例交付金は、住宅借入金等特別税額控除による減収や、税制改正による自動車関係減税の一部補てん、子ども手当にかかる地方公務員への支給分等、14.1 パーセント減の 4,320 万円を計上をいたしました。

地方交付税では、新たに設けられた地域の雇用を創出するための雇用対策・地域資源活用臨時特例費等により、3.9 パーセント増の 57 億 9,214 万 6,000 円を見込んでおります。

交通安全対策特別交付金は 500 万円を見込んでおります。

分担金及び負担金は 1 億 4,449 万 3,000 円、主なものは、県営ため池整備事業、中山間地域総合整備事業の農道舗装、県営農業水利施設保全対策事業などの関係経費分担金や児童福祉施設負担金、老人保護措置費施設費負担金や外出支援サービス利用負担金、にしはりま環境事務組合負担金などでございます。

使用料及び手数料は 2 億 8,283 万 7,000 円、主な使用料は、福祉施設関係使用料、キャンプ場使用料、町営住宅使用料、定住促進住宅使用料や町民プール使用料などでございます。手数料関係では戸籍手数料、ごみ処理手数料やし尿処理手数料などでございます。

国庫支出金は 8 億 9,515 万 8,000 円。子ども手当関係の国庫負担金、障害者支援費負担金、公共土木施設災害復旧費負担金。また、国庫補助金関係では、障害者地域生活支援事業補助金、社会資本整備総合交付金、安全・安心な学校づくり交付金などが主なものでございます。

県支出金は 13 億 7,042 万 6,000 円で、県負担金関係では、児童手当負担金、子ども手当負担金、国保軽減保険税負担金、後期高齢者医療軽減保険料負担金や障害者支援費負担金などでございます。補助金関係では、総務費では、緊急雇用創出事業補助金。民生費では、医療費関係の補助金、老人クラブ関係の補助金、被災者支援関係補助金など。農林水産業費関係では、中山間地域総合整備事業補助金や地域農業再生対策事業補助金、治山事業、農林災害復旧事業費補助金などが主なもので、県委託金関係では、県民税徴収事務委託金、県議会議員選挙及び参議院議員通常選挙等に係る委託金、国勢調査委託金、公共用地取得事務委託金などが主なものでございます。

財産収入 7,981 万 3,000 円の主なものは、財産貸付収入では、旧桂隆山荘や旧特別養護老人ホームなどの貸付、高度情報通信網の光ケーブル賃貸料を、また、利子及び配当金は基金から生じます利子分を計上いたしております。

寄附金は、2,441 万 8,000 円で、農林水産施設災害復旧費寄附金とふるさと応援寄付金が主なものでございます。

繰入金は 2 億 4,708 万 9,000 円で、財政調整基金 1 億 7,700 万円の繰入れ、減債基金は 5,780 万 6,000 円を、ふるさと応援基金は 170 万円を、災害遺児等修学・生活支援基金は 242 万円を繰り入れるものでございます。

繰越金は、1,000 円の名目予算。

諸収入 1 億 8,008 万 6,000 円は、延滞金加算金及び過料で 300 万円、町預金利子で 190 万円。受託事業収入は、他市町から町立保育園へ受け入れます民生受託事業収入。また公団造林受託事業収入は、弦谷・大内谷地域等の下刈、補植・間伐関係で、土木費受託事業収入は円応寺橋架け替え事業県負担分を。貸付金元利収入は、住宅新築資金等貸付金などの貸付金元利収入 204 万円を。雑入は 1 億 4,899 万 2,000 円を計上いたしております。

町債総額は 13 億 5,723 万 9,000 円で、総務債は、臨時財政対策債 9 億 53 万 9,000 円を

計上。農林水産業債は 2,720 万円で、合併特例事業債による、県営及び団体営ため池整備事業、中山間地域総合整備事業等の農業生産基盤整備事業債を計上。土木債は 1 億 610 万円で、道路新設改良事業債 9,760 万円は、合併特例事業債で道路改良や橋梁改良など 6 路線分。また、須山、口金近、大向地域の急傾斜地崩壊対策事業を一般公共事業債で 850 万円を計上。消防債は 2,880 万円で、消防団ポンプ積載車 4 台に係る過疎対策事業債及び施設整備事業債を計上。教育債は 6,140 万円で、三河小学校大規模改造事業、上月小学校大規模改造事業に係る実施設計、及び三日月中学校特別校舎耐震化事業に係る耐震診断の経費を合併特例事業債で計上をいたしました。災害復旧債は、2 億 3,320 万円で、農林水産施設、公共土木施設、社会教育施設の復旧事業で、過年補助・単独復旧事業債を計上いたしました。

次に、歳出の主なものにつきまして、ご説明を申し上げます。

議会費は 1 億 2,246 万 8,000 円を計上いたしております。議員報酬及び職員給料等に係る経費が主なものでございます。

総務費は 16 億 428 万 3,000 円で、一般管理費では、災害でお世話になった方々に感謝の気持ちを表すために開催する感謝の集いの舞台設営委託料 85 万円を、災害で犠牲になられた方々に哀悼の意を捧げるため追悼式祭壇等使用料 73 万 5,000 円を計上。財産管理費では、公用車購入等、備品購入費で 500 万円を計上。企画費では、合併 5 周年の節目として実施する経費として検討委員会委員報酬 14 万 6,000 円、記念品及び報償品代 126 万円、コミュニティバス運行業務委託料 685 万 2,000 円、路線バス回数券購入経費 180 万円、地方バス対策補助金 1,325 万 5 千円、播磨高原広域事務組合負担金 4,720 万 6,000 円などを計上いたしております。まちづくり推進費では、地域づくり協議会等の活動助成、センター長報酬など関係経費 2,902 万 2,000 円を計上。地域づくり推進費では、まちづくり協議会の委員報酬等運営にかかる経費 153 万 7,000 円を計上。電子計算費では、住民情報・財務会計等の電算システム更新のための移行作業委託料や機器購入経費など 2 億 2,784 万 1,000 円を計上。情報通信施設費では、光ケーブル電柱共架料や支障移設等保守工事、地域番組制作経費など 4,926 万 7,000 円を計上。自治振興費では、備品購入費において、自治集会所の災害による被害備品を更新するための経費など 5,357 万 3,000 円を計上。防犯対策費では、緊急雇用創出事業に係る防犯灯台帳作成のための臨時職員賃金 157 万 8,000 円を計上。姫新線利用促進費は、姫新線増便事業費補助金 490 万 7,000 円を計上いたしております。放送施設管理運営費では、災害で被害を受けた防災行政無線の車載機等を更新するため、277 万 2,000 円を備品購入費に計上いたしております。

徴税費関係では、徴税総務費で登記情報提供サービス利用料 64 万 2,000 円、電子自治体推進協議会電子申告部会負担金 413 万 3,000 円を、賦課徴収費では、納期前納付報奨金 1,194 万円、固定資産税評価更新業務委託料 1,093 万 5,000 円などを計上いたしております。

選挙費では、町議会議員選挙費 1,868 万 4,000 円、県議会議員選挙費 440 万円、参議院議員選挙費 1,850 万円、久崎財産区議会議員選挙費 276 万円などの選挙経費を計上。

統計調査費では、国勢調査費など統計関係経費を計上いたしております。

次に、民生費は 27 億 7,810 万 6,000 円で、社会福祉総務費では、介護雇用プログラム事業委託料、社会福祉協議会助成金など各種団体助成金や国民健康保険、介護保険特別会計への繰出金など 5 億 9,412 万 4,000 円を計上。高齢者福祉費では、外出支援サービス事業経費、老人医療費、老人保護措置費や敬老会関係経費など 2 億 1,848 万 5,000 円を計上。後期高齢者医療費では、3 億 9,339 万 5,000 円を計上いたしております。障害者福祉費では、重度障害者(児)医療費、障害福祉サービス費関係経費として 4 億 2,589 万 7,000 円を計上。

児童福祉費、児童福祉総務費では、乳幼児等医療費など 5,568 万 8,000 円を計上。児童措置費では、子ども手当など 4 億 3,681 万 1,000 円を計上いたしております。保育園費は、12 園にかかる運営経費 5 億 2,009 万円を計上。子育て支援センター運営費は、育児相談や子育ての仲間づくり、ファミリーサポートセンターとしての機能や母子保健業務などを実施する子育てセンターの運営経費を計上いたしております。

災害救助費では、災害被災者の方々の支援に関する経費として、高齢者住宅再建支援金 1,000 万 1,000 円、住宅災害復興融資利子補給金 780 万円など 2,149 万円を計上。

次に、衛生費は 12 億 3,659 万 4,000 円で、保健衛生総務費で、救急医療・小児科、婦人科確保対策助成金 2,800 万円、簡易水道事業等特別会計繰出金などの経費 5 億 1,658 万 2,000 円を計上。予防費では、災害被災者の心のケアアンケートの実施、食育事業推進などを盛り込み、4,924 万 8,000 円を計上いたしております。母子衛生費では、妊婦健康診査委託料 980 万円及び補助金 245 万円、不妊治療支援補助金などの経費 1,907 万 2,000 円を計上いたしております。環境衛生費では、資源化ごみ集団回収運動奨励金 300 万円、生活排水処理事業特別会計繰出金など 2 億 5,821 万 9,000 円を計上。

清掃費では、にしはりま環境事務組合負担金 3,461 万円が主なものでございます。塵芥処理費、し尿処理費は、施設維持管理の光熱水費、修繕料、施設管理委託料などの経費を計上。下水道費は、合併処理浄化槽設置整備事業補助金などが主なものでございます。

次に、農林水産業費は 7 億 4,135 万 3,000 円で、農業振興費では、災害関連予算として地域農業再生対策事業補助金 4,500 万円をはじめ、土づくりセンター指定管理委託料 780 万円、農作物特産定着化対策補助金 1,454 万円、中山間地域等直接支払推進事業補助金 3,419 万 1,000 円、野生動物防護柵設置費補助金 1,500 万円、などの経費 1 億 2,759 万円を計上。地域農政対策事業費では、農業の担い手確保補助金など 2,222 万 8,000 円を計上。農地費では、農道台帳整備業務などの委託料 745 万 4,000 円、にしはりま環境関係周辺整備事業、町単土地改良事業、県単小規模農地緊急整備事業などの工事費 1,710 万円、県営ため池事業負担金 1,042 万円、農地・水・環境保全向上活動支援事業負担金 1,055 万円など負担金・補助金関係で 3,016 万 6,000 円などを計上いたしております。団体営ため池等整備事業費では、田和地内の奥田池の改修経費など、1,556 万円を計上いたしました。中山間地域総合整備事業費では、市民農園等測量設計委託料 2,230 万円、農道舗装や獣害防護柵設置工事費 1,960 万円など 4,402 万円を計上いたしました。地籍調査事業費は、口金近地区など 12 地区、12.93 平方キロメートルの地籍調査関係の経費 1 億 6,580 万 9,000 円を計上いたしました。加工施設直売所運営費、農産物加工センター運営費及び味の里三日月運営費は、農産物処理加工施設運営費へ組み替え、721 万 8,000 円を計上をいたしました。

林業費、林業総務費では、三河ほか 3 地区の町行造林地の機能増進 8.3 ヘクタール、下刈 11.9 ヘクタールなどの委託料 505 万 8,000 円や有害鳥獣駆除活動補助金 910 万円などを計上。林業振興費では、災害関連予算の倒木等処理対策事業委託金 1,171 万円、町単独間伐事業補助金 2,450 万円や、県民みどり税事業として緊急防災林整備事業補助金 840 万円などの経費を計上。治山事業費は、災害関連事業でございまして、福沢・大木谷・大船・奥長谷などの 8 地区の治山事業経費 1,787 万 5,000 円を計上いたしております。

次に、商工費は 1 億 4,506 万 1,000 円で、商工業振興費では、中小企業の災害復旧を支援するため、災害対策融資利子補給金 520 万円を計上いたしております。観光費では、道の駅県施設管理委託料、町観光協会補助金や特別会計への繰出金などを計上。商店街活性化・強化活動支援事業費では、後継者育成支援事業に対する助成金が主なものでございます。

次に、土木費は 9 億 3,529 万 6,000 円で、土木総務費では、公共事業 3 箇所、及び県単

独事業 2 箇所に係る急傾斜地崩壊対策事業などの負担金を計上いたしております。

道路橋梁総務費では、道路台帳整備委託料及び新規に橋梁長寿命化計画策定委託料 518 万 2,000 円を計上。道路維持費では、自治会要望・課題等、通行の安全・安心確保のため道路維持修繕関係の工事費で 3,550 万円を、道路緑地帯等管理委託料や除雪・凍結防止剤等の散布作業等の委託料 715 万 3,000 円などを計上。道路新設改良費では、合併特例事業・町道 5 路線、にしはりま環境関係周辺整備事業、生活道路舗装に係る工事請負費や測量・登記委託料、用地購入費、物件移転等補償費などの経費、1 億 2,595 万 1,000 円を計上いたしております。交通安全施設整備費では、道路通行の安全性を高めるための、施設整備として工事請負費 560 万円を計上。橋梁新設改良費では、円応寺橋架け替え工事に係る関係経費、5,502 万 8,000 円を計上。中国道姫路鳥取線関連事業費は、本路線の佐用大原間が 3 月 28 日に供用開始の運びとなり、皆減といたしました。

河川総務費では、災害のため見送っていましたが尾崎川修繕工事費や河川清掃工事費などの経費 2,322 万 8,000 円を計上いたしております。

下水道費、上水道費、及び公共下水道費は、播磨高原広域事務組合等への繰出金でございます。

住宅管理費は、町営住宅の管理運営経費として、被災した中上月住宅 40 戸の内、25 戸の除却工事などの関係経費 7,687 万 4,000 円を計上。定住促進住宅管理費では、人口の確保や町の活性化、若者の定住促進を図る目的で、独立行政法人雇用・能力開発機構から購入した、佐用町営定住促進住宅五反田住宅の管理運営経費 1,075 万円を計上いたしております。

次に、消防費は 5 億 7,161 万 8,000 円で、常備消防費では、赤穂市消防本部に委託しております播磨科学公園都市分の消防業務経費 1,910 万 4,000 円を含む、消防本部の通常管理運営経費のほか、ゴムボート、救命胴衣など災害対応備品の購入費など 4 億 191 万 8,000 円を計上。非常備消防費では、団長以下の団員報酬及び退職消防団員報償金、消防団運営、消防団再編に伴う小型ポンプ積載車購入などの経費を計上いたしております。災害対策費では、災害復興計画の印刷製本費、災害復興計画フォローアップ委員会の開催経費など災害復興計画の推進、地域の自主防災行動計画づくりを支援するための経費などを盛り込み、1,310 万円を計上いたしております。

次に、教育費は 9 億 8,985 万 5,000 円で、事務局費では、災害関連予算として、平成 21 年台風第 9 号災害遺児等修学・生活支援金を計上。また、佐用町の義務教育等の振興を図り、総合的な教育施策体系の確立に資する基本方針を策定するため、教育審議会を開催することといたしており、これら関係経費を含め 1 億 5,771 万円を計上いたしております。国際理解教育推進事業費は、外国語教育のための ALT にかかる経費を計上。特別支援教育推進費は、多動性障害等により行動面で著しく不安定な児童や、その児童が在籍する学級への支援を行うためのスクールアシスタントを配置する経費 731 万 8,000 円を計上。

小学校費、学校管理費では、平成 23 年度着工予定の上月小学校校舎大規模改造事業の実施設計費のほか、10 小学校にかかる管理、運営経費や修繕工事費など 1 億 1,879 万 8,000 円を計上。教育振興費では、教材用備品、図書の購入経費や自然学校推進事業、就学援助費などの経費を計上いたしております。小学校施設整備費では、三河小学校校舎の大規模改造工事にかかる経費 8,165 万円を計上。

次に、中学校費、学校管理費では、4 中学校にかかる管理、運営経費や学校施設の修繕工事費のほか、三日月中学校特別校舎の耐震診断委託費用など 5,946 万 2,000 円を計上。教育振興費では、教材用備品、図書、クラブ活動関係備品購入経費、トライやるウィーク推進事業や就学援助費などの経費を計上。通学対策費では、バス路線廃止に伴う佐用中学校・江川線スクールバス運行委託料を新たに加え、通学助成の自転車購入補助など従前か

らの経費を含めて 1,641 万円を計上いたしております。

社会教育総務費では、文化協会、子ども歌舞伎育成会、手作り文化スタッフ助成金など、地域で取組まれております活動助成金、負担金などを計上。生涯学習振興費では、放課後子ども教室事業経費や人権啓発事業、各種講座など生涯にわたる学習関係経費を計上。図書館費は、図書の購入経費や管理運営などの経費を計上いたしております。昆虫館運営費は、NPO法人むしと子供の会を指定管理者として、管理運営を委託する経費や、ふるさと応援寄付金を活用した標本箱購入経費など 274 万 1,000 円を計上いたしております。文化財保護費は、国の重要文化財指定の上三河農村舞台の保存工事費など 1,238 万 8,000 円を計上。青少年育成センター運営費は、青少年の健全育成、非行防止、教育相談などの業務を行うために、21 年度から設置している青少年育成センターの運営経費を計上いたしました。

保健体育総務費では、体育協会補助金、町民体育祭運営委託料やマラソン大会などにかかる経費を計上。スポーツ公園運営費、体育館運営費、町民プール運営費は、町民グラウンドなど、社会体育施設等に係る管理・運営経費を計上。

次に災害復旧費では、16 億 9,418 万 6,000 円で、台風第 9 号災害関連予算でございます。

農林水産施設災害復旧費では、補助対象の農地災害 100 箇所、農業用施設災害 160 箇所、桑野地区県単独ほ場整備、仁位見土路地区ほ場整備、小災害工事、町単独災害工事等に係る事業費 9 億 8,510 万 5,000 円を計上。

公共土木施設災害復旧費では、6 億 9,220 万 7,000 円を計上。橋梁 15 橋の内、6 橋分を兵庫県まちづくり技術センターに積算及び監理を委託する経費として 2,300 万円を計上、残る 9 橋は河川改修事業で復旧が想定されているため、県に事業委託する費用 1 億 5,579 万 1,000 円を計上いたしております。工事請負費においては、公共土木施設災害査定案件 196 件の内、約半数の復旧工事及び起債対象の単独災害など、4 億 6,265 万 3,000 円を計上いたしております。

教育施設災害復旧費では、上月体育館自家発電機の復旧経費 1,250 万円を計上。

公営企業災害復旧費では、水道、下水道の災害復旧事業にかかる企業会計及び特別会計への繰出金 437 万 4,000 円を計上いたしております。

次に、公債費は、元利償還関係経費 22 億 4,559 万 8,000 円を計上。

諸支出金は、公営企業費で出資金・繰出金を 2,942 万 5,000 円を、基金費では、各基金から生じます利子分の積み立てを主に計上いたしております。

予備費は、1,000 万円を計上いたしております。

6 ページから 7 ページにかけましては、第 2 表、債務負担行為で、姫新線輸送改善事業負担金、災害対策融資利子補給、重要有形民族文化財保存修理事業、被災者生活復興資金貸付利子補給金負担金、住宅災害復興融資利子補給の期間・限度額を設定。

第 3 表、地方債では、13 億 5,723 万 9,000 円の起債につきまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率等を記載をいたしておりますのでご覧いただきたいと存じます。

以上で、一般会計予算の概要の説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計についてのご説明申し上げます。

議案第 39 号、国民健康保険特別会計予算につきましてご説明いたします。平成 22 年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 21 億 3,326 万 5,000 円で、前年度対比 5,670 万 1,000 円、約 2.7 パーセントの増であります。

事項別明細書により、歳入より説明いたします。

国民健康保険税は、一般被保険者分では、医療給付費分、後期高齢者支援分及び介護給付費分の現年度分と滞納分併せて 3 億 1,259 万 6,000 円でございます。退職被保険者分は、同じく合計で 3,867 万 1,000 円であります。

国庫支出金の療養給付費等負担金は、3 億 4,531 万 2,000 円で、説明欄に記載のとおり、療養給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分に分けられております。特定健康診査等負担金では基本健診、医師の指示健診、個別健診、保健指導に対する補助で、合計 170 万 7,000 円でございます。

財政調整交付金 1 億 5,716 万 1,000 円は、療養諸費、高額療養費、移送費の一般被保険者分、後期高齢者支援金、及び介護給付費納付金等に対する調整交付金でございます。

療養給付費等交付金は、9,536 万 2,000 円は、療養諸費、高額療養費、移送費の退職被保険者分であります。

県支出金の前期高齢者交付金は、6 億 2,702 万 6,000 円でございます。特定健康診査等負担金は国庫支出金と同額の 170 万 7,000 円となります。

県財政調整交付金は、1 億 1,171 万 8,000 円でございます。

共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金は 5,424 万 9,000 円、保険財政共同安定化事業交付金 2 億 3,307 万 4,000 円は、同額を拠出金として支出するものでございます。

繰入金の一般会計繰入金は、ルールに基づき一般会計から繰り入れを受けるもので、内容は説明欄に記載のとおりで合計 1 億 2,752 万 3,000 円で、前年度対比約 401 万円の増でございます。

続いて、歳出についてご説明いたします。

職員にかかる人件費関係については省略をさせていただきます。

保険給付費の一般被保険者療養給付費は 12 億円、退職被保険者等療養給付費は 1 億円、一般被保険者療養費は 1,000 万円、退職被保険者等療養費は 120 万円でございます。

高額療養費では一般被保険者高額療養費で 1 億 3,482 万円、退職被保険者等高額療養費で 960 万円を計上いたしております。

出産育児一時金は 18 件を見込み 756 万円を計上いたしております。葬祭費は、60 件分の 300 万円を計上いたしております。

後期高齢者支援金は、後期高齢者医療制度への支援金で、2 億 3,276 万 5,000 円になります。

介護納付金は 9,030 万 8,000 円でございます。

共同事業拠出金では高額医療費拠出金で 4,271 万 6,000 円、歳入で説明しましたように保険財政共同安定化事業拠出金 2 億 3,307 万円 4,000 円は、歳入と同額を計上いたしております。

保健事業費は特定健診、特定保健指導に係る経費で、賃金では検診当日及び結果説明会の看護師、管理栄養士の雇い上げ分、保健指導の管理栄養士の雇い上げ賃金として計 68 万 1,000 円を計上いたしております。報償費として講師謝金、運動講習で 12 万 6,000 円、需用費では検尿用消耗品、指導ファイル、万歩計、テキスト等 57 万円を予定いたしております。委託料は特定健診に係るもので、1,550 人の受診を見込んでおり 622 万 4,000 円を計上いたしております。

予備費は前年度同様に 1,000 万円を計上いたしております。

以上で、国民健康保険特別会計予算の概要の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 40 号、佐用町老人保健特別会計予算についての提案のご説明を申し上げます。本予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 361 万 3,000 円といたしております。本会計の予算は、従来の老人保健制度から、一昨年 4 月に発足した後期高齢者医療制度に移行したため、その残務処理として残っています医療費の精算分として計上いたしております。

まず、歳入につきまして、本会計はルールにより、歳入の約 50 パーセントの 175 万 2,000 円を支払基金交付金として、それに伴う国庫支出金は 110 万 1,000 円を、また県支出金は

27万6,000円を、一般会計よりの繰入金47万8,000円を計上いたしております。

続いて、歳出でございますが、医療費の新たな発生はありませんが、過誤等による精算請求等の医療費分360万円を計上いたしました。その他の費目は、名目予算のみを、予備費は1万円を計上いたしております。

以上で、老人保健特別会計予算の説明といたします。

続いて、議案第41号、佐用町後期高齢者医療特別会計予算についての提案のご説明を申し上げます。本会計は、平成20年4月より始まりました後期高齢者医療制度に関わる予算で、ほぼ2年が経過し、医療費の動向など、ある程度見通しが立つようになってまいりましたが、反面、法施行以来、国におけるたび重なる制度改正と、現政権下による3年後の本制度の廃止予定など、市町の窓口ではその対応に苦慮している現状でございますが、幸い本町では大きな混乱もなく運営が図られております。平成22年度の本会計の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,850万9,000円といたしました。前年と比較して2.3パーセントの減となっております。

歳入では、加入者による保険料として、年金から自動的に引き落とされる特別徴収で1億3,000万円、普通徴収分で3,000万円を計上いたしました。県広域連合支出金で100万円を、繰入金では、保険基盤安定のための繰入金7,200万円を、県の広域連合分賦金1,021万5,000円を、職員の人件費分として722万8,000円と、その他繰入金として、特定健診に関わる負担分など395万1,000円を、繰越金では360万円を計上いたしました。

歳出では、総務費として職員給与費、保険料徴収のための印刷費及び郵券料としての役務費など1,020万9,000円を、保健事業費として、特定検診受診に係わる経費187万4,000円を、広域連合納付金においては、徴収した保険料全額の1億6,000万円を広域連合への納付金として、また一般会計で受け入れる保険基盤安定制度負担金として7,200万円及び、広域連合事務所費の共通経費の負担金として1,021万5,000円を、過年度分保険料負担金として360万円、合わせて2億4,581万5,000円を、保険料還付金として51万円を、予備費では10万円を見込で計上しております。

以上、後期高齢者医療特別会計の予算の説明とさせていただきます。

次に、議案第42号、平成22年度介護保険特別会計予算につきまして、提案のご説明を申し上げます。まず第1条におきまして、事業勘定の歳入歳出予算総額を18億95万1,000円、サービス事業勘定の歳入歳出予算総額を902万4,000円と定めております。

事業勘定の歳入からご説明をいたします。

主なものは、第1号被保険者保険料2億6,065万1,000円で、前年比0.2パーセントの伸びとしています。また、国庫支出金は4億4,644万3,000円、支払基金交付金は5億103万2,000円、県支出金は2億5,948万8,000円でございます。一般会計と介護給付費準備基金等からの繰入金は3億1,626万9,000円で、この内訳には緊急雇用創出事業繰入金500万円と介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金353万5,000円が含まれています。諸収入はハイムゾンネからの返還金等1,650万6,000円でございます。

続いて、歳出をご説明いたします。主なものは、緊急雇用創出事業賃金等500万円、電算システムの保守点検等の委託料189万8,000円、主治医意見書等の手数料565万8,000円、介護認定審査会委員報酬300万円、地域包括支援センター電算システムリース料177万5,000円でございます。また、保険給付費は16億8,142万円の前年比1.6パーセントの伸びといたしております。地域支援事業費は2,008万円、予備費は300万円でございます。

続いて、サービス事業勘定についてのご説明をいたします。

歳入につきましては、居宅介護及び支援サービス計画作成費のサービス収入を902万4,000円といたしております。

歳出につきましては、介護予防支援委託料として 612 万 4,000 円、一般会計への繰出金が 290 万円でございます。

第 2 条においては、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の最高額を定めております。

また、第 3 条においては、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定による歳出予算の流用を定めてございます。

以上、介護保険特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 43 号、朝霧園特別会計予算についてのご説明を申し上げます。本予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 2,350 万 4,000 円とし、対前年度比で 0.9 パーセント、約 115 万 2,000 円の減となっております。

まず、歳入よりご説明いたします。定員 50 名の施設入所者にかかわる事業収入を 1 億 1,693 万 8,000 円とし、一般会計よりの繰入金を 547 万 9,000 円といたしております。また諸収入は、受託事業収入など 108 万 6,000 円を計上いたしました。

続いて、歳出でございしますが、民生費の内、一般管理費では、施設運営のための人件費及び施設管理費として 8,502 万 2,000 円を、運営費では、入所者に関する食事材料費など 3,844 万 2,000 円を、合わせて 1 億 2,346 万 4,000 円を、予備費として 4 万円を計上しております。

以上が、朝霧園特別会計予算の概要の説明でございます。

続きまして、議案第 44 号、平成 22 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算につきまして、提案のご説明を申し上げます。本予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 億 6,097 万 1,000 円といたしました。前年度対比 21 パーセントの減少であります。

まず、歳入より説明をいたします。負担金におきましては、新規加入及び口径変更による加入金 20 件、工事負担金 5 戸分 700 万円を計上いたしました。水道使用料につきましては、平成 21 年度の収納状況を勘案し、現年度分 3 億 3,627 万円を見込み計上いたしました。前年度対比 3.5 パーセントの減少であります。手数料につきましては、それぞれの規定に基づき、所要の金額を計上しております。国庫補助金につきましては、簡易水道施設災害復旧事業費補助金 1,789 万 7,000 円を計上いたしました。補助率は 2 分の 1 であります。財産運用収入については、簡易水道事業基金積立金利子 86 万 9,000 円を、土地建物貸付収入として広山水道管理住宅貸付収入 18 万円計上いたしました。一般会計繰入金につきましては、建設改良費・元利償還金・災害復旧事業費等の充当財源として 3 億 5,088 万 4,000 円、人件費相当額として 5,472 万 2,000 円を予定しております。町債につきましては、簡易水道施設災害復旧事業の充当財源として、簡易水道事業債 4,700 万円を計上いたしました。

次に歳出の説明を申し上げます。一般管理費の主なものにつきましては、人件費及び經常経費であります。なお、公課費として消費税納付金 1,138 万円を計上いたしました。現場管理費につきましては、簡易水道施設の維持管理経費を計上いたしました。需用費では浄水場等の光熱水費、修繕料、医薬材料費及び電気計装設備・送配水管等の修繕費としての合計 6,952 万 9,000 円を計上いたしました。役務費におきましては、浄水施設等の電話回線使用料及び火災保険料として 202 万 2,000 円を計上いたしました。委託料は、電気保安業務委託料として 83 万 4,000 円、水道管添架工事に伴う設計委託料 2 件 640 万 6,000 円、施設清掃及び汚泥搬出等委託料 286 万 2,000 円、メーター検針委託料 5,480 件 460 万 7,000 円、薬品注入機器、中央監視システム保守点検等管理委託料 854 万 1,000 円、水質検査料 22 検体分 469 万 3,000 円、電気計装設備管理委託料 689 万 1,000 円及びメーター交換委託料 826 個分として 173 万 6,000 円を計上いたしました。工事請負費は、橋梁添架工事 2 件 1,635 万 1,000 円、浄水設備整備工事 7 件 1,637 万 8,000 円、ろ過膜洗浄工事 3

件 820 万 1,000 円、国県町道改良工事に伴う配水管移設工事 3 件 693 万円、取水口清掃工事 2 件 86 万 1,000 円、合計 4,872 万 1,000 円を計上いたしました。原材料費では、水道資材及びメーター等の購入費として 501 万 1,000 円を計上いたしました。建設改良費において、委託料として上水道基本計画業務委託料等を 2,100 万円、工事請負費では、消火栓設置工事 2 件 1,200 万円、給水工事費 10 件分 250 万円を計上いたしました。簡易水道施設災害復旧費において、委託料として、実施設計費 326 万 6,000 円、工事費では 12 件 6,493 万 5,000 円を計上いたしました。公債費では、簡易水道事業債等の償還元金 3 億 2,059 万 5,000 円、償還利子 9,567 万 4,000 円計上いたしております。

以上、平成 22 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算の概要でございます。

続きまして、議案第 45 号、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算につきましの提案のご説明を申し上げます。

第 1 条において、歳入歳出予算の総額を 8 億 9,795 万 1,000 円と定めています。

まず、歳入におきましては、分担金及び負担金 275 万 2,000 円、使用料及び手数料、1 億 9,403 万 8,000 円、国庫補助金 1,250 万円、繰入金 4 億 3,245 万 6,000 円、町債 2 億 5,620 万円、繰越金 1,000 円、諸収入 4,000 円を予定いたしております。

歳出では、公共下水道事業費の総額は 2 億 6,207 万 1,000 円で、内訳は、管理費、1 億 9,992 万 2,000 円で、人件費等の一般管理費が、5,642 万 5,000 円、処理場等の現場管理費が、1 億 4,349 万 7,000 円であります。現場管理費の詳細は、5 箇所の処理場、約 120 箇所のマンホールポンプ場及び雨水ポンプ場並びに下水道管路の維持管理に要する経費で、需用費、4,100 万 2,000 円は、電気代、消毒剤等の医薬材料費、委託料 8,235 万 1,000 円は、浄化センター等の管理委託料、機器の点検整備委託料、工事請負費、1,322 万 5,000 円は、污水管路の舗装修繕・浄化センター、ポンプ場の機械電気設備の修繕等の経費でございます。事業費の建設改良費は、6,214 万 9,000 円で、主なものは、委託料 1,300 万円は、公共下水道事業実施設計委託料で、5 箇所の公共下水道施設と、これらと近接する農業集落排水事業、コミプラ施設、し尿処理施設との統廃合による効率的な施設の検討をするための経費で、工事請負費、1,343 万円は、新規加入者の下水道管の布設と公共ます設置工事、ポンプの改修工事、管路の修繕工事等であります。災害復旧工事費は、1,040 万円で、福原橋、笹ヶ丘橋水管橋を河川改修と合併施行で災害復旧する経費で、現在、河川復興室、国土交通省の計画の調整待ちでございます。公債費総額は、6 億 2,498 万円で、内訳は、元金 4 億 8,181 万 6,000 円と、利子 1 億 4,316 万 4 千円です。予備費は、50 万円を計上いたしております。

第 2 条では、資本平準化債を 2 億 5,220 万円、災害復旧事業費の地方債借入限度額を 400 万円とし、第 3 条では一時借入金の限度額を 1,000 万円と定めています。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 46 号、生活排水処理事業特別会計につきましの、提案のご説明を申し上げます。

第 1 条で歳入歳出予算の総額を 4 億 7,582 万 8,000 円と定めております。

まず、歳入においては、分担金及び負担金 152 万 5,000 円、使用料及び手数料 1 億 2,033 万 8,000 円、国庫補助金 3,080 万円、一般会計繰入金 2 億 5,252 万 7,000 円、諸収入 73 万 7,000 円、町債 6,990 万円、繰越金 1,000 円を予定しております。

次に、歳出におきましては、生活排水処理事業費の総額が、2 億 2,544 万 8,000 円で、その内、浄化槽管理費は、1 億 1,767 万 5,000 円で、浄化槽 1,843 基の保守管理運営に要する経費で、この主な経費は、需用費 773 万 2,000 円は、ブローア 145 基の計画的な更新分と浄化槽の修繕費、委託料 1 億 196 万 3,000 円は、浄化槽の保守管理及び水質検査料であります。農業集落排水施設の管理費、1 億 773 万 3,000 円は、10 箇所の農業集落排水施

設の維持管理に要する経費であり、うち一般管理費 2,043 万 3,000 円は人件費等の経費、現場管理費は 8,734 万円で、この主なものは、需用費 1,746 万 1,000 円は、処理場等の電気代等の経費、委託料 5,928 万 8,000 円の内、測量調査設計委託料は、10 箇所の処理場について、農林水産省の 100 パーセント補助のモデル事業の指定を受け、低コスト型農業施設更新機能診断及び最適化構想策定事業を取り組むための測量調査設計委託料と、処理場の保守管理と、機械電気設備の点検整備に要する経費でございます。工事請負費 860 万円は、污水管路の舗装修繕、新規加入者の下水管布設と、ます設置費、ポンプ等修繕請負工事費であります。災害復旧費は、1,543 万 5,000 円で、工事請負費は、長谷、平福地区の処理場と、横坂の亀岩橋污水管路の災害復旧工事で、亀岩橋は、河川改修との合併施行見込みで計上いたしており、実施時期につきましては、県の河川復旧計画時期に追従、あわせ、その間、現状の仮設配管を使用をいたします。公債費は、2 億 3,444 万 5,000 円で、元金 1 億 6,477 万 5,000 円で、利息 6,967 万 3,000 円でございます。予備費は、50 万円といたしております。

第 2 条では、地方債の限度額として資本平準化債 6,030 万円と、災害復旧債 960 万円を計上いたしております。

第 3 条では、一時借入金の最高限度額を 1,000 万円と定めてございます。

以上で、生活排水処理事業特別会計予算の概要の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 47 号、平成 22 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算につきましてのご説明を申し上げます。平成 22 年度予算の総額は、歳入歳出とも、1 億 9,174 万 4,000 円であります。

それでは歳入から申し上げます。

使用料及び手数料の使用料 1,648 万 2,000 円は、野外活動センターおよび家族用ロッジの使用料収入でございます。県支出金の委託金 1 億 5,604 万 9,000 円は、当公園の管理運営に要する人件費、運営費等、県からの指定管理料でございます。財産収入の財産運用収入 47 万 7,000 円は、財政基金利子でございます。繰入金の 1,518 万 4,000 円は、一般会計からの繰入金でございます。繰越金の 1,000 万円は、財政基金費の、1,000 円ですね。繰越金の 1,000 円は、財政基金費の前年度繰越金でございます。諸収入の雑入 355 万 1,000 円は、水道使用料徴収金およびシーツ使用料徴収金等でございます。

次に歳出であります。教育費の社会教育費 1 億 9,096 万 6,000 円でございますが、社会教育総務費に職員の給与、手当等の 1 億 45 万 4,000 円とグループ用ロッジ運営費 901 万 4,000 円、天文台公園運営費の施設管理及び事業執行等に要する経費 8,149 万 8,000 円でございます。諸支出金の基金費 47 万 8,000 円は、財政基金費で、基金利子の積み立てでございます。予備費は、30 万円を計上いたしております。

以上で、平成 22 年度の西はりま天文台公園特別会計予算の概要説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 48 号、平成 22 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算につきましての提案のご説明を申し上げます。この予算は、笹ヶ丘荘の管理運営にかかる予算で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 1,446 万 8,000 円といたしております。

まず、歳入の主なものといたしましては、笹ヶ丘荘事業収入 1 億 17 万 1,000 円、一般会計からの繰入金 1,411 万 2,000 円といたしております。

歳出の主なものは、笹ヶ丘荘及び交流会館の管理運営費 1 億 1,446 万 8,000 円といたしております。

以上で、佐用町笹ヶ丘荘特別会計の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 49 号、平成 22 年度歯科保健特別会計予算につきましての提案のご説明を申し上げます。歳入歳出予算総額を、それぞれ 2,809 万 5,000 円と定めております。

まず、歳入でありますが、主なものは、診療報酬 2,099 万 4,000 円、一般会計繰入金は 500 万円、歯ブラシ売上料等諸収入は 209 万 2,000 円としております。

続いて、歳出でありますが、主なものは、歯科医師等の報酬 736 万 4,000 円のほか、歯科衛生士等人件費等総務費は 1,727 万 2,000 円、医業費は 345 万 9,000 円でございます。

以上で、歯科保健特別会計予算の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 50 号、平成 22 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算につきましての提案のご説明を申し上げます。この予算は、さよひめ団地 1 区画及び広山団地 2 区画の分譲及び公債費の償還にかかるものが主な内容でありまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,000 万 5,000 円といたしております。

まず、歳入の主なものといたしましては、財産売払収入 1,989 万 7,000 円、財産運用収入 10 万 6,000 円といたしております。

歳出でございますが、宅地造成基金 1,843 万 5,000 円、予備費 120 万円といたしております。

以上で、佐用町宅地造成事業特別会計の提案のご説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 51 号、平成 22 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案についてのご説明を申し上げます。

平成 22 年度の収益的収入及び支出の予定額は、収入・支出とも 9,834 万 6,000 円を計上させていただいており、対前年比 85.4 パーセントでございます。主な内容は、共済事業予定量、農作物共済の水稻については、引受戸数 1,833 戸、引受面積 7 万 3,000 アールで、前年より引受戸数で 57 戸の減。麦については、引受戸数 7 戸、引受面積 4,600 アールで、前年より引受面積で 100 アールの増を見込んでおります。家畜共済では、引受戸数 26 戸、頭数で 2,690 頭、前年より 20 頭の減。畑作物共済では、引受戸数 45 戸、引受面積 1 万 1,587 アールで、前年より引受戸数で 1 戸、引受面積で 429 アールの増となっておりますが、引受のうち丹波黒が減少しているため畑作物勘定では若干の減となっております。園芸施設共済では、台風災害によりハウスが倒壊したために引受戸数 26 戸、56 棟で若干の減を見込んでおります。損害防止事業としては、前年度に引き続き獣害対策への補助、家畜の寄生虫駆除、繁殖障害予防等を予定いたしております。

収益的収入及び支出の農作物勘定は、718 万 7,000 円、家畜共済勘定は 3,954 万 8,000 円、畑作物共済勘定は 388 万 2,000 円、園芸施設共済勘定は 70 万 8,000 円、業務勘定は 4,702 万 1,000 円計上させていただいており、農作物、家畜、畑作物勘定は、ほぼ前年並みの予算、園芸施設共済勘定は若干の減、業務勘定は、機構改革等により対前年比約 26 パーセントの減となっております。

業務勘定収益の主なものといたしましては、一般会計からの補助金 3,256 万 6,000 円、共済事業加入者からの賦課金 366 万 5,000 円、県共済組合連合会から損害防止助成金 153 万 4,000 円を計上、支出の主なものといたしましては、連合会への支払い賦課金 183 万 6,000 円、一般管理費 3,951 万 1,000 円、損害評価費 238 万 9,000 円、損害防止費 279 万 4,000 円を計上、また、水稻にかかる掛金、賦課金の平成 11 年度以前の固定化債権について処理をいたしたく農作物共済勘定、業務勘定で、それぞれ 9 万 1,000 円と 1 万 3,000 円を計上させていただいております。

以上で、農業共済事業特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 52 号、平成 22 年度佐用町石井財産区特別会計予算案についての、ご説明を申し上げます。石井財産区特別会計の予算総額は、収入・支出、それぞれ 365 万 3,000 円を計上させていただいております。収入の主なものは、21 年度からの繰越金 365 万 2,000 円、支出は風倒木処理の作業委託料 50 万円と経常経費等を計上させていただいております。

以上が、石井財産区特別会計予算の概要でございます。

最後に、議案第 53 号、平成 22 年度佐用町水道事業会計予算についてのご説明申し上げます。近年の水道事業の状況は景気の低迷、過疎化の進行による給水人口の減少により、有収水量は減少傾向にあり、厳しい経営状況が続いております。今年度は災害復旧事業の早期完成に努め、町民の皆さんに、安心・安全な水道水の供給を目指して取り組んでまいります。

まず、第 2 条の業務の予定量として、給水戸数 1,905 戸、年間総給水量 68 万 5,525 立米、1 日平均給水量 1,878 立米、受託工事 1 箇所を予定いたしております。

次に、第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は、収入額 1 億 3,528 万 2,000 円に対して、支出額 2 億 1,286 万 9,000 円で 7,758 万 7,000 円の赤字が生ずる見込みでございます。その主な原因は、営業外収益の減少と営業外費用の増加でございます。

第 4 条では、資本的収入及び支出の予定額を、収入額 2 億 772 万 1,000 円に対して、支出額 2 億 4,135 万 9,000 円とし、収入不足額 3,363 万 8,000 円は、過年度分損益勘定内部留保資金で補填する予定といたしております。ああ、失礼しました。ちょっと読み間違えてないか。収入額が 2 億 772 万 1,000 円に対して、支出額が 2 億 4,135 万 9,000 円であります。そういうことで、収入不足額 3,363 万 8,000 円は、過年度分損益勘定内部留保資金で補填をする予定といたしております。

第 5 条では企業債の借り入れ限度額を 1 億 2,550 万円、利率を 3 パーセント以下と定めております。

第 6 条では、一時金の借り入れ限度額を 2,000 万円と定めております。

第 7 条では、予定支出の各項の金額の流用できる金額を定め、第 8 条では議会の議決を経なければ流用できない経費の職員給与費を定めてございます。

第 9 条では、他会計からの補助金の高料金対策、基礎年金拠出金、児童手当・子ども手当等の負担金、災害復旧負担金をそれぞれ、定めてございます。

第 10 条では、たな卸し資産購入限度額を 53 万 9,000 円といたしております

内容の詳細につきましては、予算実施計画、また資金計画、収入及び支出見積基礎等、それぞれ添付いたしておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で、長くなりましたけれども、議案第 38 号から議案第 53 号まで 16 件、一括しての概要を説明をさせていただきました。十分にご審議をいただき、また、ご承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案のご説明とさせていただきます。

若干、何か、読み間違いか、資料の内容が間違っていて、修正があるということでもありますけれども、後ほど修正をさせていただきますので、よろしくお願いします。終わります。

議長（山田弘治君） 議案第 38 号ないし議案第 53 号の提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にいたしております、議案第 38 号ないし議案第 53 号につきましては、平成 22 年度佐用町一般会計並びに各特別会計予算であります。この件に関しましては、日程第 63 で、全員による予算特別委員会を設置し、予算特別委員会に付託することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） 異議なしと認めます。よって、議案第 38 号ないし議案第 53 号につきましては、予算特別委員会に付託することに決定をいたしました。

暫く休憩をいたします。再開は、15 時、3 時にいたします。

午後 0 2 時 4 6 分 休憩

午後 0 3 時 0 0 分 再開

議長（山田弘治君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい、失礼しました。

先ほど、ちょっと、説明の後、申し上げましたけれども、私が説明した原稿の方が、予算書と、若干内容が違っていた部分がありますので、訂正をさせていただきます。

総務課長の方から、内容の説明を、訂正をしますので、ちょっとメモをお願いしたいと思います。

議長（山田弘治君） はい、総務課長。

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） それでは、大変ご迷惑をお掛けしております。訂正をさせていただきます。

まず、議案第 44 号、佐用町簡易水道事業特別会計の予算書です。10 ページですけども、簡水の予算書 10 ページ、原材料費、原材料費の中で、水道資材及びメーター等の購入費、その説明の中で、501 万 1,000 円と説明させていただきましたけども、501 万 5,000 円。501 万 5,000 円の間違いでした。

〔町長「予算書は、全て合うてます」と呼ぶ〕

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） 予算書は全て合うてます。私の方で作成した提案説明の方が間違っておりましたので、全て同じ内容、予算説明の内容の訂正です。

2 点目が、議案第 46 号、佐用町生活排水処理事業特別会計です。その中で、10 ページですけども、公債費、元金 1 億 6,477 万 5,000 円と説明しましたけども、1 億 6,477 万 2,000 円です。予算書のとおり 1 億 6,477 万 2,000 円を 1 億 6,477 万 5,000 円と説明しました。その訂正です。

3 点目です。議案第 50 号、佐用町宅地造成事業特別会計の、歳入歳出予算の第 1 条ですけども、2,006 万 6,000 円のところを、2,000 万 5,000 円説明しましたけども、2,006 万 6,000 円です。

同じく、その宅造の特別会計の 3 ページです。歳入の財産運用収入 16 万 7,000 円を 16 万 6,000 円と説明をさせていただきました。16 万 7,000 円を 10 万 6,000 円と説明しました。それを訂正させていただきます。

同じく、同じ会計で 5 ページ、歳出の宅地造成基金費の中で、1,849 万 6,000 円を 1,843 万 5,000 円と説明をしました。歳出の宅地造成基金 1,849 万 6,000 円を、1,843 万 5,000 円というように説明をしました。

以上、5 点、5 箇所の説明を間違っておりましたので、訂正し、お詫びいたします。以上です。

議長（山田弘治君） 今、総務課長の方から、数字の訂正、提案説明の中での数字の訂正がありました。予算書の方は正確ですので、分かっていたでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） はい。

日程第 57. 議案第 54 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（山田弘治君） そしたら、続いて、日程第 57、議案第 54 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 54 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本町を含む各地方公共団体におきましては、多様化・高度化する行政ニーズに対応するために、任期の定めのない常勤職員のほか、事務等の種類や性質に応じて、臨時的任用職員、常勤の臨時職員や臨時の非常勤職員、パート職員といった多様な任用・勤務形態を採用しているところでございます。どの業務にどのような任用・勤務形態の職員を充てるかにつきましては、基本的には各地方公共団体が判断し、本町の組織にとって最適であると考え、任用・勤務形態の人員構成を、予算の範囲内で実現させ、地方自治運営の本旨であります最小のコストで最も効果的な行政サービスを提供していきたいと考えております。

また、昨今の就職内定率の状況を鑑みますと、厚生労働省の調査では、大学・短大・高専・専修学校の就職希望者に対します就職内定者が 70 パーセント余りで、年々、数ポイントずつ下がっているのが現状でございます。本町もご多分に漏れず、皆様もご承知のように非常に厳しい状況でございますし、若者の定住のための就業の場の確保は喫緊の本町の大きな課題の 1 つでございます。こうした中で、役場も 1 つの事業所として、就業の場の確保と雇用の安定、そして職員定数の適正化を図りつつ、様々な任用や勤務形態を適正に運用し、最小のコストで、最も効果的な行政サービスを提供することが大切でございます。

この度、上程いたしました給与条例の一部改正は、地方公務員法等、コンプライアンス意識をしっかりともち、非常勤職員・臨時的任用職員を含め、全ての職員の給与等に関する事項を、1 つの給与条例に規定し、この一部改正を含め、給与に関する規定につきましては、全て、議会の議決事項として位置付けさせていただき、しっかりと民意を問うていきたいというふうに考えております。

更に、非常勤職員・臨時的任用職員等、自身の生活の安定を考え、佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 8 条に規定します、特定任期付職員に対する 1 号給・2 号給の給料月額を基準とし、職種、1 週間当たりの勤務時間、同職種における経験年数を考慮し、1 級を技能労務職、2 級を事務職等とその他の職として給料表等に規定し、それぞれの級において、経験年数に応じて 4 段階の号給を設けるというものでございますが、当

分の間は、職員組合との交渉等を進め、理解が得られるようであれば、不安定な日給・時間給ではなく月額給料等に移行していきたいというふうに考えております。

十分、ご審議いただきまして、ご承認をいただきますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

議案第 54 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑を、お願いをいたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっています、議案第 54 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって、議案第 54 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第 58. 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（山田弘治君） 続いて、日程第 58 に入ります。

諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員として活躍いただいております、佐用町西徳久 893 番地、春名美彦氏の任期が、本年 6 月 30 日をもって満了となるため、引き続き人権擁護委員に就任いただきたく、候補者として推薦いたしたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 号の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

ご同意いただきますように、お願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

諮問第 1 号につきましては、本日即決といたします。

ここで暫く休憩をいたします。

午後 0 3 時 1 1 分 休憩

午後 0 3 時 1 3 分 再開

議長（山田弘治君） 休憩を解き、会議を続行いたします。

お諮りをいたします。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定をいたしました。

日程第59、同意第2号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（山田弘治君） 続いて日程第59、同意第2号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました同意第1号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

佐用町教育委員会委員、船引浩一氏の任期は、本年12月で、任期中途でございますが、健康上の理由により、本年3月末を期限に辞職願が提出され、受理をいたしました。残任期間は、本年度末をもって佐用中学校の校長を退職される、塚崎博行氏を佐用町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政法の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご同意賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

同意第2号につきましても、本日即決といたします。

この際、お諮りをいたします。同意第2号については、人事案件でありますので、議事の順序を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。

それでは採決を行います。同意第2号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員と認めます。よって本案は、原案のとおり同意をされました。

日程第 60. 請 願 第 1 号 「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書提出を求める件

議長（山田弘治君） 日程第 60、請願第 1 号、公共工事における賃金等確保法（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書提出を求める件を議題といたします。

請願に対する紹介議員の説明を求めます。13 番、岡本安夫君。

〔13 番 岡本安夫君 登壇〕

13 番（岡本安夫君） 失礼します。

それでは、請願 1 号、公共工事における賃金等確保法（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書を求める件の請願について、説明をいたします。

建設現場で働く県内の労働者は約 20 万 3,100 人、うち佐用町内 1,120 人、許可業者は 2 万 800 社を数え、県内の経済活動と、雇用機会の確保に貢献しております。

しかしながら、建設業における元請と下請という重層的な関係の中で、他の産業では常識とされる明確な賃金体系が現在も確立されず、仕事量の変動が直接、施工単価や労務費の引き下げとなり、建設労働者の生活を不安定なものにしております。

国においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が、平成 12 年 11 月 27 日に公布され、平成 13 年 2 月 16 日に施行されましたが、建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるという附帯決議が国会でなされています。

なお、諸外国では、公共工事に係る賃金等を確保する法律、いわゆる公契約法の制定が進んでいます。ついては、建設業を健全に発展させ、工事における安全や品質の確保とともに、雇用の安定や技能労働者の育成を図るためには、公共事業における新たなルールづくりが必要であり、下記の事項を内容とする意見書を国に対して提出してくださるようお願いします。

なお、神戸市議会及び兵庫県議会をはじめ、加古川市、明石市、姫路市他、12 市において全会一致で採択されています。

一部意見書の写しを資料として添付します。記。

1、公共工事において、建設労働者の適正な賃金が確保されるよう公契約法の制定を進めること。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の附帯決議事項の実効ある施策を進めること。

以上です。何卒、採択していただきますようよろしくお願いいたします。

議長（山田弘治君） 請願に対する紹介議員の説明が終わりました。

ここでお諮りをします。

請願第 1 号については、会議規則第 87 条第 2 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） 異議ないと認めます。よって請願第1号については、委員会の付託を省略することに決定をしました。

なお、本請願につきましては、本日即決いたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） 笹田です。質問します。

別に、読んでみると、本当に労働者のための請願ということで、いいなと思うんですが、ちょっと具体的に分からないので、お尋ねしたいと思います。

まず、ここに1,120人が佐用町内の建設現場で働く方と書いてあるんですけども、その中にですね、業者というか、何人かでやられている、会社のようにされている方とか、それと1人親方と呼ばれるような方もいらっしゃると思うんですが、それぞれ、だいたい何人ぐらいいらっしゃるか、まず1点、お尋ねします。

議長（山田弘治君） 岡本安夫議員。

13 番（岡本安夫君） 具体的に細かい正確なあれは、把握してないんですけども、こちらに出しております、あれを、いただいて、一番下にあります佐用分会というのがございます。これは、いわゆる、そういう職人さんとか、そういう建設に携わる人達の組合なんですけども、佐用町にはその、分会というのが、3つあるそうなんです。1つは穴栗の方に、旧南光町の方々が入っておられる。それから、上月町の方につきましては、その、上郡ですか、そういう形のどこへ入っておられまして、それ合わせると約200余りの、そういう方々がおられるということなんで、細かい業種、例えば、大工さんが何人とか、電気屋さんが何人とか、そういうあれは、把握しておりません。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） やはり、佐用町内に住む者として出されるのであれば、紹介議員なので、きっちりと把握してからしていただきたいと思うんですが、だいたい76人ぐらいですか。76人ぐらいがあるということは聞いているんですが、それでは、これが分から、はっきり把握されていないのなら、分からないかもしれませんが、全体で、そしたら、1,120人ということですが、これは佐用町内とあるんですけど、そしたら、今、言われた佐用分会が穴栗とかも含めるということですが、それでは、それは何人ぐらい、まずいらっしゃるのか、お尋ねします。

〔岡本安君 挙手〕

議長（山田弘治君） 岡本安夫議員。

13 番（岡本安夫君） 会員さんのことをお尋ねだったんですか。会員は、200 余りと聞いておるんですけどね。

それで、ここに出ている 1,120 人というのは、いわゆる建設業に係わっておられる、仕事をしておられる人が 1,120 人ぐらいだということを伺っておるんです。この請願を出されている会員さんの数じゃなくて、そういう関係で働いておられる人が、1,120 人ぐらいだろうということなんです。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） そして、これは請願で出されているんですけども、千葉県の野田市では、去年の 9 月議会に、日本では初めて、野田市公契約条例というのが提案されたと聞いているんですけども、この公契約条例ですね、今、これは請願で、国の方に求めていらっしゃると思うんですが、条例に、条例を求めるようなことは、未だされないのかどうか、やはり、佐用町内でも、こういうのがあったら、やはり安心して働けると思うんですが、この公契約条例ですね、こういうのは、求めようとされているのかどうか、そのへんもお尋ねします。

〔岡本安君 挙手〕

議長（山田弘治君） 岡本安夫議員。

13 番（岡本安夫君） はい、すいません。

請願を受けたのは、いわゆる国に対して意見書を出してくれということなんです。町で、そういう条例を制定してくれという、あれじゃございませんので、とりあえずは、その国の方から、きちっとやってくれということだろうと思ひまして、それを踏まえた上で、その意見書の提出の請願を受けて、紹介議員となったわけであります。

議長（山田弘治君） 他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） 鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） せっかくなので、建設労働者や何やらは、この公契約を待ちに待っているという状況が長く続いているわけですね。そういうことからしたら、やっぱり議会は、議会としてね、きちっと議論して国に挙げることが、これ大事なことでというふうに思います。だから、そんな小さなこと聞くなというようなこと言わずにね、これも大事ですよ。町内のことやからね。

じゃあ、ちょっと大きなこと聞きますけども、この公契約というのはね、どっから来ておるかということですけども、これは、ILO と言って、世界労働機関、国際労働機関ですね、これが戦後間もなく公契約運動、公契約条約をね、これ 94 号条約と言われておるんですけど、これが、批准にされた。そして、加盟国が批准して来たというのは、この間の実情なんですね。で、これは是非知っていただきたいのは、しかし残念ながら、わが国

においてはね、この間、これは、批准されなかったと。そのために、公契約法が、未だに作られていないという、そういう問題が1つあるということです。

そこで伺いたいのは、なぜ、批准しなかったかと言うとね、国が賃金決定に関与してはならないという、歴代の政府の見解があるんですよ。だから、賃金決定に関与できないんだったら、これは、公契法は作れないんですよ。そこが一番の問題点であるわけです。そういうことからすれば、スムーズに公契約法を作ろうとすれば、やはり、世界に遅れた、この考え方をね、まあ政権が変わりましたので、大いに期待をしておるんですけども、変える必要がある。そういうことからすれば、今回はないけども、本来ならば、公契約法を求めると同時に、この条約の批准、これも一緒に併せて求めるというのが、これ、ベストだというふうに思うんですけど、そのあたり、何かお考えありましたか。

議長（山田弘治君） はい、岡本安夫議員。

13 番（岡本安夫君） お考えいうて、私に聞かれたらあれなんですけど、いわゆる I L O、1949 年ですか。I L O の第 94 条で採択されて、2006 年に約、加盟国の 180 カ国の内 60 カ国というような国が批准されているそうなんです。そういうことは伺っていたんですけども、そういうのも、筋からしたらそうなんかもしれないけども、あくまでも、私が求められたのは、国に対して、2 点挙げた、公契約法の制定と、例の法律ですね。入札及び契約の適正化の促進に関する法律の実効ある施策を求めるように意見書を出してくれということでしたので、そこまでは、気がつきませんでした。

議長（山田弘治君） はい、他に。ないようでしたら、これで本請願に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対の討論はありますか。次に、賛成討論の方はありますか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 他に、討論がないようですので、これで本請願についての討論を終結いたします。

これより、請願第 1 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

請願第 1 号について、採択とすることに賛成の方の、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員と認めます。よって請願第 1 号、「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書提出を求める件は、採択と決定されました。

日程第 61. 請願第 2 号 佐用町議会議員定数の削減を求める請願について

議長（山田弘治君） 続いて、日程第 61、請願第 2 号、佐用町議会議員定数の削減を求める請願についてを議題といたします。

ここで、請願に対する紹介議員の説明を求めます。4 番、岡本義次君。

〔４番 岡本義次君 登壇〕

４番（岡本義次君） ４番議席、岡本義次でございます。

請願２号、佐用町議会議員定数の削減を求める請願について説明させていただきます。

佐用町議会議員の定数の削減を求める請願について、趣旨としまして、佐用町議会議員定数を２名削減し、条例定数を１６名に改め、平成２２年４月の町議会議員選挙から施行することを請願します。

平成２２年２月４日、佐用町議会議長、山田弘治様。住所、兵庫県佐用郡佐用町円光寺７番、水田一治様から請願が出て参りました。そして、私は、紹介議員として、同じ円光寺の在所でもあり、先だって、去年の３月から、町民の皆様から、広く集められた請願の４,７２５名、そして、１２月には、長田様のあすなろ会で５９名の、また請願が、２回目出て参りました。

そして、今回、水田さんの１,１１８名の請願が集まったわけでございます。そして、なお、長田さんの分として、７６９名。ですから、６,６７１名の方の町民の願いとして、去年の３月から１年間にわたって、町会議員の削減定数を求められております。

その趣旨としまして、予算額、どう言うんですか、１つの基準として、予算額の範囲、そして、また、面積、そして人口、近隣市町村の、そういう、比べてどうなのか。そして、また世の中の流れ、そして景気の状態、そして、将来の見込み、８月９日の災害、佐用も国や県が激甚認定で、交付金、補助金をくれるとはいえ、町の金が飛ぶように出ておまして、今日の町長の説明の中にも、過年度の災害、農水費が、９億８,５１０万円。公共土木６億９,２２０万円。そして、起債もですね、１３億５,７２３万円、こうって今年度の説明がなされたところでございます。

ですから、そういうことに鑑みですね、そして９番として、町民の願いが、延々と続いております。ですから、皆様は、町民に送り出ささせていただいておる、われわれ議員は、そのことを肝に銘じ、昨年ですね、第１回の、町民が広く求められた時に、佐用町の中で、一部、そういう話し合いが、ちょっともうひとつ、どう言うんですか、徹底されなかったがために、やられた所とやられてない所がございました。ですから、それらが徹底されておれば、私は、当然、１万２,３,０００の人が、当然、同じように１６名という声が署名として集まって来ただろうと思っております。

ですから、そういうことで、してないところ、なされなかった所もありますけれど、これは、今言いました、９項目ほどの中ですね、やはり皆さんは、今、日本航空の、国の管理下に置かれたり、倒産する。そしてアメリカのゼネラルモーターズが国の管理下に置かれたり、またなお且つですね、そういう、トヨタがなぜたたかれておるか、こういうことも、皆さん、よくよく世の中の流れを、承知、認知してください。それが、われわれ議員が、一番良く分かっておるはずだと、私は思います。

ですから、そういうことに、町民に、言うことをいつまでも聞かず、そういう天に唾するようなことであれば、反対の人は、大変な町民の怒りが、雷のごとく落ちてくるんではないかと、私は、思っております。ですから、よくよく判断の上、採決、賛成、反対をしていただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。

議長（山田弘治君） 請願第２号に対する紹介議員の説明は終わりました。

ここでお諮りをします。請願第２号については、会議規則第８７条第２項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって請願第5号については、委員会の付託を省略することに決定をしました。

なお、本請願につきましても、本日即決いたします。

これから質疑を行います。質疑のある方は。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） 質疑はないようですので、これで本請願に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔吉井君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、吉井議員。

20 番（吉井秀美君） 20 番、吉井です。請願第2号に反対の討論をいたします。

議会は、住民の直接選挙によるものであり、住民の代表機関です。多種多様な住民の意思を統合、調整して、自治体の意思を形成する役割を持っています。また、住民の立場で執行機関を批判、監視していく役割を担っています。

議員定数を競争のように削減する傾向がありますが、これは民主主義の後退につながるもので、重大な問題です。

佐用町議会は、2007年3月26日に、定数22から20に削減する議員発議を強行可決しました。昨年12月には、議員の定数を16人にする請願が提出され、私ども、共産党町議団は、18か16かの二者択一の中で、民主主義を守る立場で18を選択しました。ところが、この事実を捻じ曲げ、共産党は、26にせよと言っていると、デマのチラシを配りまわっている議員がいますが、断じて許せません。

また、議員を減らして経費を節減しようという意見については、まず2007年12月議会で、議長3万円、副議長2万3,000円、常任委員長2万3,000円、議員2万2,000円の報酬引き上げを行ったことで、議員を減らさず給料値上げかと、議会は町民から大きな批判を受けました。議員報酬を減らしても、人数を確保する議論には、中々至りません。経費節減で、2人分の報酬825万5,000円を節約しても、2009年度の一般会計183億2,418万9,000円に占める割合は、0.045パーセントに過ぎません。町民の代弁者を減らすことのリスクの方が大きいので、本請願に反対をします。

議長（山田弘治君） 次に、賛成討論の方はありますか。

〔西岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、西岡議員。

17 番（西岡 正君） この案件につきましては、昨年の3月に請願として挙がって来て、審議をしたのではないかなと、そう記憶をいたしております。

坂口 栄氏を代表とする 4,725 名の方、そしてまた、昨年の 12 月に長田政俊氏の代表とする 59 名の署名をもって、更に、先ほど、岡本議員の方からもお話がありましたように、水田氏の方から 1,118 人の署名と。更には、長田さんの代表とする中で 769 名、全ての合計しますと、6,671。今日、岡本さんに、ちょっとお尋ねしたら、重なっていないかということをお尋ねしたんですが、その中で、約 6 名ぐらいは重なっているだろうということの報告も受けておるわけであります。

そうした中で、住民 1 万 9,000、有権者 1 万 7,000 ですか、というような状況の中から、約 6,650 人余りの方が、議員定数を削減をして欲しいという請願が来ておるわけであります。

昨年の 12 月の段階においては、私は、財政安定をさせていく中、合併後苦しい中でありましたけれども、町当局の努力の中で、佐用町の財政は、ある程度、安定してきた。そういうことの、討論の中でも入れたと思うんですが、その安定の土台はと言いますと、住民の皆さん方が、合併後、財政が厳しいという状況の中で、いろんな町に対する要望も少なくしたような状況の中で、住民の皆さん方の協力の中から、佐用町の財政が安定して来た。そこで、約、単純に計算しますと、1 人の議員を減らすことによって、1 年間に 500 万とするなら、2,000 万程削減されるわけであります。そうしたことでありますけれども、私は、その 2,000 万が、その当時、議員を定数して浮かしたからと言って、佐用町の財政が、極めて、特に、豊かになるという問題ではないけれども、やはり、町民の代表として、町のチェック機関の議会として、やはり、その姿勢が問題ではないか。やはり、住民の代表であるわれわれが、まず、町民に対して、手本を示す上の中で、経費を削減していくべきではないかな。このような討論をしたかと思っております。そして、12 月ですね。

更に、今回についてはですね、災害がありました。前は、そういう状況の中で、減らしたからと言ってですね、特に潤うわけではないという気はしましたけれども、今回は、水害が起きて、他市町村から、500 円、1,000 円という、そうした義援金をいただいていたわけであります。そうして、不幸にも被災された方々に、その配分をしているというのが現状であります。そうした中で、今回、それを考えました時に、定数を、今、18 ですが、更に、2 名削減することによって、約、簡単でございますけれども、1,000 万ほどの経費が浮いてくる。そういうような状況を住民の皆さん方に、また被災された方に、われわれが、やっていくことこそが、本来議会の議員の考え方だと思っております。

先ほど、反対の討論がありましたけれども、前回も、そういう討論の中で、住民の意見を行政に反映するために、議員は多い方がいいんだと。そういうような言い方をされたと思っております。私は、その時にも申し上げましたように、この請願は、神戸や大阪から出ている請願ではありません。住民が、6,600 からの署名を持って、削減せよというのが、この請願であります。住民の意見聞かなくして、住民の意見を行政に反映するというような話は、大変矛盾した話だと、私は考えます。

私は、こういう状況を考えました時に、やはりチェック機関として、町の住民から選ばれた議員として、やはり、どう言うんですか、そういう形の中で、削減していくことで、積極的に取り組んで、手本を示すのが議員だと思っております。

以上をもって、簡単でございますけれども、賛成の討論といたします。以上です。

議長（山田弘治君） 他に、討論はありませんか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島議員。

そういう中で、この正式な議論を度外視して、増やせばいいとか、わが身が可愛いとか、26に未だにせよと言っているとか、これ何のために、この議会で議論しているのかと。この議会で喋っていることは、議事録に載る正式な発言です。正式な発言を何と心得てるのか。この点を指摘して、反対討論といたします。

請願第2号、佐用町議会議員定数の削減を求める請願について、採択とすることに賛成の方の起立を願います。

議長（山田弘治君） 起立、少数であります。よって請願第2号、佐用町議会議員定数の削減を求める請願については、不採択と決定されました。

お諮りをいたします。平成 22 年度佐用町一般会計、15 特別会計の予算審査のため、全員による予算特別委員会を設置いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

68

議長（山田弘治君） 異議ないと認めます。よって、全員による予算特別委員会を設置することに決定をされました。

日程第 63. 予算特別委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（山田弘治君） 続いて、日程第 63 に入ります。
予算特別委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。
先の全員協議会において協議がされ、委員長及び副委員長が決定をされております。予算特別委員会委員長及び副委員長の氏名を議長より発表をいたします。
佐用町議会予算特別委員会委員長に、大下吉三郎君。副委員長に、敏森正勝君。以上の両君が予算特別委員会委員長及び副委員長に選任をされました。

日程第 64. 委員会付託について

議長（山田弘治君） 続いて、日程第 64 に移ります。
日程第 64 は、委員会付託についてであります。
ここで、資料配付のため、しばらく休憩をいたします。

午後 03 時 46 分 休憩

午後 03 時 48 分 再開

議長（山田弘治君） 休憩を解き会議を続行いたします。
お諮りをいたします。お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に審査を付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって、そのように決めます。

〔岡本安君 挙手〕

議長（山田弘治君） 岡本安夫君。

13 番（岡本安夫君） ただ今から動議を提出いたします。
先ほど、採択していただきました、請願第 1 号に伴う意見書の提出について、ただ今から文書で提出しますので、本日の日程に追加されることをお願いいたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ただ今、岡本安夫君から、請願第 1 号に伴う意見書の提出についてを、日程に追加して議題とすることの動議が提出されました。賛成者がありますので、こ

の動議は、1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

ここで、暫く休憩をいたします。そしたら、今、休憩をしておりますが、4時まで休憩いたします。

午後03時49分 休憩

午後04時00分 再開

議長（山田弘治君） それでは、休憩を解き会議を再開をいたします。

岡本安夫君から、お手元に配付いたしましたとおり、意見書の提出について、文書で提出をされました。

お諮りをします。意見書の提出についての動議を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって日程に追加し、追加日程第1として議題とすることは可決されました。

追加日程第1．発議第4号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書（案）

議長（山田弘治君） それでは、追加日程第1、発議第4号、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書を議題にします。

お手元に議案書を配付いたしておりますので、議会事務局長に議案を朗読させます。

議会事務局長（大久保 八郎君） 発議第4号、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書（案）。

上記の意見書（案）を、佐用町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年3月2日提出。提出者、佐用町議会議員、岡本安夫。賛成者、西岡 正。同じく賛成者、新田俊一。

理由、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書を提出するため。

以上でございます。

議長（山田弘治君） 事務局長の朗読が終わりました。

この際お諮りします。本件は請願の採択に伴う意見書の提出でありますので、議事の順序を省略して、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって、そのように決します。

これより、発議第4号について採決をします。この採決は、挙手によって行います。

発議第4号を、原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員です。よって、発議第４号、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書は、原案のとおり可決をされました。

議長（山田弘治君） 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

なお、次の本会議は、明３月３日、午前９時３０分から開会とし、一般質問を行いますので、ご承知くださいますようお願いをします。

本日はこれで、散会いたします。どうもご苦勞様でした。

午後０４時０３分 散会
